

第七十六回国会 議院 地方行政委員会議録 第二号

昭和五十年十月三十日(木曜日) 委員長の指名で、次のとおり小委員及び小委員長を選任した。

地方税に関する小委員

亀山 孝一君

篠田 弘作君

渡海元三郎君

小川 省吾君

山本 弥之助君

小川新一郎君

木村武千代君

高鳥 修君

古屋 修君

岩垂寿喜男君

細谷 治嘉君

高鳥 修君

保岡 興治君

佐藤 敬治君

三谷 秀治君

高鳥 修君

多田 光雄君

小川新一郎君

折小野良一君

宮本 四郎君

左近友三郎君

高鳥 修君

吉屋 亨君

小川 省吾君

林 百郎君

出席政府委員

通商産業省立地

公害局長

資源エネルギー

石油部長

自治政務次官

消防庁長官

消防庁次長

消防庁次長

森岡 敏君

高鳥 修君

古屋 亨君

岩垂寿喜男君

山本 弥之助君

小瀬 新次君

愛野興一郎君

片岡 清一君

中山 利生君

井岡 大治君

山田 芳治君

小川新一郎君

地方公営企業等に関する小委員長

古屋 亨君

岩垂寿喜男君

細谷 治嘉君

高鳥 修君

保岡 興治君

佐藤 敬治君

三谷 秀治君

高鳥 修君

多田 光雄君

小川新一郎君

折小野良一君

宮本 四郎君

左近友三郎君

高鳥 修君

吉屋 亨君

小川 省吾君

林 百郎君

出席政府委員

通商産業省立地

公害局長

資源エネルギー

石油部長

自治政務次官

消防庁長官

消防庁次長

森岡 敏君

高鳥 修君

古屋 亨君

小川 省吾君

林 百郎君

出席政府委員

通商産業省立地

公害局長

資源エネルギー

石油部長

自治政務次官

消防庁長官

消防庁次長

森岡 敏君

高鳥 修君

吉屋 亨君

小川 省吾君

林 百郎君

出席政府委員

通商産業省立地

公害局長

資源エネルギー

石油部長

自治政務次官

消防庁長官

消防庁次長

森岡 敏君

高鳥 修君

吉屋 亨君

小川 省吾君

林 百郎君

出席政府委員

通商産業省立地

公害局長

資源エネルギー

石油部長

自治政務次官

消防庁長官

消防庁次長

森岡 敏君

高鳥 修君

吉屋 亨君

小川 省吾君

林 百郎君

出席政府委員

通商産業省立地

公害局長

資源エネルギー

石油部長

自治政務次官

消防庁長官

消防庁次長

森岡 敏君

高鳥 修君

吉屋 亨君

小川 省吾君

林 百郎君

出席政府委員

通商産業省立地

公害局長

資源エネルギー

石油部長

自治政務次官

消防庁長官

消防庁次長

森岡 敏君

高鳥 修君

吉屋 亨君

小川 省吾君

林 百郎君

出席政府委員

通商産業省立地

公害局長

資源エネルギー

石油部長

自治政務次官

消防庁長官

消防庁次長

森岡 敏君

高鳥 修君

吉屋 亨君

小川 省吾君

林 百郎君

出席政府委員

通商産業省立地

公害局長

資源エネルギー

石油部長

自治政務次官

消防庁長官

消防庁次長

森岡 敏君

高鳥 修君

吉屋 亨君

小川 省吾君

林 百郎君

出席政府委員

通商産業省立地

公害局長

資源エネルギー

石油部長

自治政務次官

消防庁長官

消防庁次長

森岡 敏君

高鳥 修君

吉屋 亨君

小川 省吾君

林 百郎君

出席政府委員

通商産業省立地

公害局長

資源エネルギー

石油部長

自治政務次官

消防庁長官

消防庁次長

森岡 敏君

高鳥 修君

吉屋 亨君

小川 省吾君

林 百郎君

出席政府委員

通商産業省立地

公害局長

資源エネルギー

石油部長

自治政務次官

消防庁長官

消防庁次長

森岡 敏君

高鳥 修君

吉屋 亨君

小川 省吾君

林 百郎君

出席政府委員

通商産業省立地

公害局長

資源エネルギー

石油部長

自治政務次官

消防庁長官

消防庁次長

森岡 敏君

高鳥 修君

吉屋 亨君

小川 省吾君

林 百郎君

出席政府委員

通商産業省立地

公害局長

資源エネルギー

石油部長

自治政務次官

消防庁長官

消防庁次長

森岡 敏君

高鳥 修君

吉屋 亨君

小川 省吾君

林 百郎君

出席政府委員

通商産業省立地

公害局長

資源エネルギー

石油部長

自治政務次官

消防庁長官

消防庁次長

森岡 敏君

高鳥 修君

吉屋 亨君

小川 省吾君

林 百郎君

出席政府委員

通商産業省立地

公害局長

資源エネルギー

石油部長

自治政務次官

消防庁長官

消防庁次長

森岡 敏君

高鳥 修君

吉屋 亨君

小川 省吾君

林 百郎君

出席政府委員

通商産業省立地

公害局長

資源エネルギー

石油部長

自治政務次官

消防庁長官

消防庁次長

森岡 敏君

高鳥 修君

吉屋 亨君

小川 省吾君

林 百郎君

出席政府委員

通商産業省立地

公害局長

資源エネルギー

石油部長

自治政務次官

消防庁長官

消防庁次長

森岡 敏君

高鳥 修君

吉屋 亨君

小川 省吾君

林 百郎君

出席政府委員

通商産業省立地

公害局長

資源エネルギー

石油部長

自治政務次官

消防庁長官

消防庁次長

森岡 敏君

高鳥 修君

吉屋 亨君

小川 省吾君

林 百郎君

出席政府委員

通商産業省立地

公害局長

資源エネルギー

石油部長

自治政務次官

消防庁長官

消防庁次長

森岡 敏君

高鳥 修君

吉屋 亨君

小川 省吾君

林 百郎君

出席政府委員

通商産業省立地

公害局長

資源エネルギー

石油部長

自治政務次官

消防庁長官

消防庁次長

森岡 敏君

高鳥 修君

吉

ら、事故が起きたパイプの中間にあつて、空気の分離器、これを解体検査してみたら、フロートやてこ、こういう部品がさびついてて、てこの役割を全然果たしていない、そのため空気穴の開閉弁が開かないで二一〇号タンクからナフサが流出した、こういうふうに言われていますね。これはそのとおりですか。

月に事故が発生いたしまして以来、全装置を停止いたしておったわけであります。したがいまして、その七月に動かした時点におきましては、半年以上の期間にわたって装置が動いておりませんので、さびが発生をしておったというのは事実でございます。そうした問題もありまして、水島製油所の方におきましては、そういう点検をしたいという気持ちもあって動かしたもののようにござりますけれども、これにつきましては、操業停止命令の違反でございますので、これは倉敷の消防本部から消防法違反として告発をしておるわけであります。

確かに、この製油所の装置が半年以上動かしておらないといふような関係から、装置の各部分についていろいろなさびの問題でありますとか、その他の事故につながる問題が発生をするであろうということは、一応想定をされておったところでござります。そういう意味におきまして、操業再開をするという段階におきましては、もう一度十分点検をして直して、そして操業再開を行わせるというような方式をとつたわけでございます。

○佐藤(敬)委員 まず第一に、あれだけの大きな事故を起こし、あれだけの協定を消防署と結んで、許可を受けないうちは絶対動かさない、こう言うて約束しているのに動かしている、この企業の態度、これは全く事故に対する反省がない、こうしか言いようがない。しかも、八カ月も休んでいればパイプがさびつくのは当然です。分離器がさびつくのは当然なんとして、操業開始するに当たっては、当然主要部分は、これはどうせ後からこうして解体したんですから、解体して、さびつ

いていないのか、十分な機能を果たすのか、こういう一番大事なところは十分な点検をして、その上で動かさなければいけないと思うんですよ。いま私はあなたを責めているのじゃなくて、これは当然監督する消防署の側でも、そういうものは大丈夫かと、こういうことを点検してやるべきだけれども、届けもなく勝手に動かせば、あるいは調べられないという事態が発生するのは無理はないと思うのです。問題は、私は企業の態度だと思う。これほど大きな事故を起こし、これほど大きな迷惑をかけておりながら、約束を破つて、しかも八ヵ月も使わなければさびるのは当然、むしろさびっているんじやないかと思うのが当然なんですね。これに對して何らの反省もなくいきなりこういう事故を起こす、こういう企業の態度といふもののは、私、一番先に言つたように、幾らああいいう事故を起こしても、それを教訓として生かそうとしていない無責任な企業の態度といふものがあらわれている、こういうふうに思うのですよ。幾らコンビーナート法をつくっても、消防署と協定をしても、何をつくっても、企業がこういう態度を持っている以上は何にもならぬ、こういうふうな感じが強くするのです。さらに、この事故の通報がおくれている。これなんかも即座に通報して一緒にやらなければいかぬのに事故の通報がおくれている。これに対しても消防署が非常に憤慨をしている、こういうふうな事実がありますね。こういうことに対してどう思いますか。

消防法違反としての告発の手続をとったわけでございます。

つております。それで、保安点検の際には、原油から製品に至るまでの過程を、油を入れて、いわば操業の状態に置いて点検を行つたわけですが、その際に、その点検によつて生じました製品については、その部分は出荷を認めておるわけであります。ただ、それ以外に、ナフサの事故の時点において調べてみますと、油について出荷をしたのではないかというような事例がいろいろ見られるようでございまして、これは出荷をするということになりますと、全装置についての使用停止命令中でござりますので、明らかに消防法違反というようなことになるわけであります。したがいまして、これにつきまして現在警察におきましてその内容の調査を行つてある段階でござります。また、これらについては、当然に操業停止命令といふものは必ず守られてゐるというような前提のもとに消防署としては対処したものと考えておるわけでありますけれども、こうした各企業等に対する油の供給といふものはパイプラインをもつて実施をしておりますので、外部から直ちにこれを確かめるということは非常に困難だつたようになりますけれども、もしそういうことが明らかになりますれば、当然に警察当局の方におきまして消防法違反という形で処理がなされるものというふうに考えております。

○佐藤敬委員 私の言うのは、單にこういう事実が出てそれをいま調べてゐるということではなくて、さつきも言ったとおり、幾らどんな法律をつくつてどんな協定を結んでも、企業がその気にならなければ何もできない、こういうことのいふ証拠だと思うのですよ。いまも話されましたように、消防署では善意をもつて、ああいう紳士がたくさんいるから守つてゐるだろう。個人個人に会えばまことに紳士だけれども、工場全体として、企業として見れば、金もうけのための虫になつてしまつて、人に迷惑をかけても何とも思わぬ、こういうような態度に出る。企業といふものを全部信してかかるて、大丈夫だらうなんてかかるていると大間違になるといふ一つのいい例なんです

よ。定期的な点検か何かしょっちゅうしていないと、とんでもないことになると思う。

それからいまの、警察がいま調べておりますからというような、それでいずれそれができれば処分になるのでしよう、こういうようなことはやはり困ると私は思うのですよ、ただそれだけのことでは。やはりこれの責任者として消防署なりがそれなりのきちっとした結論を出してもらわなければ、非常に無責任な状態になるのではない、こういうふうに思いますよ。

さらに、これだけじゃないのです。操業再開後

わずか二週間余りの九月三日、この日朝から操業

する予定の第六水素化脱硫装置の第二熱交換器か

ら火を噴いている、こういうようなことがまたあ

らわれてきている。しかもこそは、水島製油所の

心臓部とも言われる一番大事だし、一番注意を要

する場所である。それなのに、その場所でそういう

事故が起きている。操業開始時にはガス漏れ、

こういう事故が多いことはもう当然予想されるこ

とであるから、こういう一番大事なところには一

層の注意が必要であるのに、こういうような事故

が起きている。

これを考えますと、私どもは、一体、三菱の水

島製油所というものは本気になってああいう灾害

の再発を防止するつもりがあるのかないのか、こ

ういうふうな、何と言ふか、寒心にたえない、こ

う思うのです。

私は視察に行きました、あそこで水島の所長で

したが専務でしたかの説明を聞きました。例の垂

直階段の問題でいろいろ質問しました。そのとき

の説明する人の態度といふものは、まさにこれを

裏づけていると私は思いました。そう感じました

がね。これはどこでしたか、石川島播磨重工じや

ないし、これをつくったのは千代田化工ですか。

(佐々木喜)政府委員「石川島です」と呼ぶ石川

島ですね。ここが日本の権威だ、ここがつくった

のだからおれに責任がない、みんなあなたの責任

だ、こういうふうな態度なんです。私はたまりか

ねまして、それを全部採用したのはあなたの方じや

が、実は今回の操業再開に当たりまして、一応の

ないか、自分は知らないというような態度は何ですかと言つて質問しましたけれどもね。こういう無責任な態度といふものが、ああいう事故があつたにもかかわらず次から次と連続してこういうような事件を起こしている、これにつながっているものだ、こういうふうに私は思います。

だから、これを単に、コンビナート法をつくつたとかあるいは企業に対していろいろな防災の協定を結んだとか、こういうものを幾らやつてみても、結局動かす人は企業であるので、企業がこれに対する断固たる態度で対応する十分な心構えがない、これはとても事故の再発を防げない、こう思うのです。その点はどうですか。

○佐々木(喜)政府委員

まず第一点の、操業停止

中に油を関係企業に送つておつたのではないかと

いうような問題は、七月のナフサの流出事故に当

たりまして消防法違反という形で消防機関が告発

をいたしました。その告発に関連をいたしまして

書類等を調査いたしますと、そういうような疑い

があるというような事例が出てまいつたわけであ

りますので、消防機関の方といたしましては、こ

れ以上調査のしようがないというような状況にあ

るわけでござります。

ただ、いずれにしましても、御指摘のようにそ

うした消防機関と企業との信頼関係といふものが

損なわれるような事態は非常に問題であるわけで

ありますし、確かに制度をつくつただけで十分に

企業自体がそれを認識して、安全対策あるいは

保安体制といふものをしっかりと守らなければならないといふふうに考えておるところでございます。

それから、九月のガス漏れの問題でございます

が、実は今回の操業再開に当たりまして、一応の

点検をして操業を開始したわけでありますけれど

も、この段階におきましては、点検はガスによつ

て、しかも常温によるガスを通して点検をし

たわけであります。あの操業再開の際には、さ

らもう一度、ガスを通常使う温度まで上げて点検

をして、次に油を通すというような方式をとつた

わけであります。あのガス漏れは、水素ガスを

二百五十度前後まで熱しまして、それを装置に通

すことによって最後の点検を実施した。その際

に、装置の温度を上げるという段階におきまし

て、一部の装置の接合部分から熱い水素ガスが漏

れてそれに引火したというようなことでございま

して、これは、いわば最後の点検中における事故

でありますので、私どもとしましては、一応点検

に伴う一部の装置のふぐあいがあつたというふう

に考えておるわけでござります。そういう意味

で、通常の操業中における事故というふうには考

えておらないのでござります。

しかし、いすれにしましても、こうした危険物

の非常に多い、そしてまた、災害危険度の高い施

設について、十分な保安についての体制と姿勢を

とりながら操業を進めてもらうということは必要

なことであります。今後ともそういう方向での企

業の指導は、消防機関を通じて十分これに当たつ

ていきたいというふうに考えております。

○佐藤(敬)委員

ここに「月刊政策」という本が

あるのですが、この中に「海洋汚染防止対策を考

える」という座談会が載つてゐる。これを読みま

すと、二百四十九億円という膨大な欠損が出て

おる。これは明らかに漁業の補償金あるいは汚染

海域の清掃費、こういうものを支出したのが原因

だと思いますよ。ところが、これに対して、三菱

石油が現在考へ得るところの最高の防災措置を盛

り込んだ、こうして災害防止協定を結んだ、それ

に基づいて防災設備をつくつた。この設備費がわ

ずかに二十億円なんです。この二十億円でもつて

現在考へ得る最高の防災措置をした、こういうふ

うに言つてゐるのです。私は、この損害の額と、

現在考へ得る最高の防災措置といふものの差額が

余りにも多過ぎまして、果たしてこれで現在考へ

得る最高の防災措置であるかどうか非常に疑問を

持つのですが、長官はどう思いますか。

まだあります。三菱石油の前三ヶ月期の決算を見ますと、二百四十九億円という膨大な欠損が出ておる。これは明らかに漁業の補償金あるいは汚染海域の清掃費、こういうものを支出したのが原因だと思いますよ。ところが、これに対して、三菱石油が現在考へ得るところの最高の防災措置を盛り込んだ、こうして災害防止協定を結んだ、それに基づいて防災設備をつくつた。この設備費がわざかに二十億円なんです。この二十億円でもつて現在考へ得る最高の防災措置をした、こういうふうに言つてゐるのです。私は、この損害の額と、現在考へ得る最高の防災措置といふものの差額が余りにも多過ぎまして、果たしてこれで現在考へ得る最高の防災措置であるかどうか非常に疑問を持つのですが、長官はどう思いますか。

まだあります。三井石油の前三ヶ月期の決算を見ますと、二百四十九億円という膨大な欠損が出て

おる。これは明らかに漁業の補償金あるいは汚染

海域の清掃費、こういうものを支出したのが原因

だと思いますよ。ところが、これに対して、三菱

石油が現在考へ得るところの最高の防災措置を盛

り込んだ、こうして災害防止協定を結んだ、それ

に基づいて防災設備をつくつた。この設備費がわざかに二十億円なんです。この二十億円でもつて

現在考へ得る最高の防災措置をした、こういうふ

うに言つてゐるのです。私は、この損害の額と、

現在考へ得る最高の防災措置といふものの差額が

余りにも多過ぎまして、果たしてこれで現在考へ

得る最高の防災措置であるかどうか非常に疑問を

持つのですが、長官はどう思いますか。

まだあります。伊勢湾、大阪湾、瀬戸内海などでございます。

件数は一番多いのは瀬戸内海六七二、大阪湾三二

二、東京湾が二五八、伊勢湾三四でこの四海域

で大体六三%を占めております。「その次にいえ

ますのは、汚染の原因は主として人為的原因とい

うものが多いくことです。この中で原因が解明して

おりますのは一四六一件で、このうち明らかに人

間の要素が加わったのが一二三二件です。そのう

れ、実は今回の操業再開に当たりまして、一応の

点検をして操業を開始したわけでありますけれど

も、この段階におきましては、点検はガスによつ

て、しかも常温によるガスを通して点検をし

たわけであります。あの操業再開の際には、さら

に一度、ガスを通常使う温度まで上げて点検

をして、次に油を通すというような方式をとつた

わけであります。あのガス漏れは、水素ガスを

二百五十度前後まで熱しまして、それを装置に通

すことによって最後の点検を実施した。その際

に、装置の温度を上げるという段階におきまし

て、一部の装置の接合部分から熱い水素ガスが漏

れてそれに引火したというようなことでございま

して、これは、いわば最後の点検中における事故

でありますので、私どもとしましては、一応点検

に伴う一部の装置のふぐあいがあつたというふう

に考えておるわけでござります。

それから、九月のガス漏れの問題でございます

が、実は今回の操業再開に当たりまして、一応の

点検をして操業を開始したわけでありますけれど

も、この段階におきましては、点検はガスによつ

て、しかも常温によるガスを通して点検をし

たわけであります。あの操業再開の際には、さら

に一度、ガスを通常使う温度まで上げて点検

をして、次に油を通すというような方式をとつた

わけであります。あのガス漏れは、水素ガスを

二百五十度前後まで熱しまして、それを装置に通

すことによって最後の点検を実施した。その際

に、装置の温度を上げるという段階におきまし

て、一部の装置の接合部分から熱い水素ガスが漏

れてそれに引火したというようなことでございま

して、これは、いわば最後の点検中における事故

でありますので、私どもとしましては、一応点検

に伴う一部の装置のふぐあいがあつたというふう

に考えておるわけでござります。

それから、九月のガス漏れの問題でございます

が、実は今回の操業再開に当たりまして、一応の

点検をして操業を開始したわけでありますけれど

も、この段階におきましては、点検はガスによつ

て、しかも常温によるガスを通して点検をし

たわけであります。あの操業再開の際には、さら

に一度、ガスを通常使う温度まで上げて点検

をして、次に油を通すというような方式をとつた

わけであります。あのガス漏れは、水素ガスを

二百五十度前後まで熱しまして、それを装置に通

すことによって最後の点検を実施した。その際

に、装置の温度を上げるという段階におきまし

て、一部の装置の接合部分から熱い水素ガスが漏

れてそれに引火したというようなことでございま

して、これは、いわば最後の点検中における事故

でありますので、私どもとしましては、一応点検

に伴う一部の装置のふぐあいがあつたというふう

に考えておるわけでござります。

それから、九月のガス漏れの問題でございます

が、実は今回の操業再開に当たりまして、一応の

点検をして操業を開始したわけでありますけれど

も、この段階におきましては、点検はガスによつ

て、しかも常温によるガスを通して点検をし

たわけであります。あの操業再開の際には、さら

に一度、ガスを通常使う温度まで上げて点検

をして、次に油を通すというような方式をとつた

わけであります。あのガス漏れは、水素ガスを

二百五十度前後まで熱しまして、それを装置に通

すことによって最後の点検を実施した。その際

に、装置の温度を上げるという段階におきまし

て、一部の装置の接合部分から熱い水素ガスが漏

れてそれに引火したというようなことでございま

して、これは、いわば最後の点検中における事故

でありますので、私どもとしましては、一応点検

に伴う一部の装置のふぐあいがあつたというふう

に考えておるわけでござります。

それから、九月のガス漏れの問題でございます

が、実は今回の操業再開に当たりまして、一応の

点検をして操業を開始したわけでありますけれど

も、この段階におきましては、点検はガスによつ

て、しかも常温によるガスを通して点検をし

たわけであります。あの操業再開の際には、さら

に一度、ガスを通常使う温度まで上げて点検

をして、次に油を通すというような方式をとつた

わけであります。あのガス漏れは、水素ガスを

二百五十度前後まで熱しまして、それを装置に通

すことによって最後の点検を実施した。その際

に、装置の温度を上げるという段階におきまし

て、一部の装置の接合部分から熱い水素ガスが漏

れてそれに引火したというようなことでございま

して、これは、いわば最後の点検中における事故

でありますので、私どもとしましては、一応点検

に伴う一部の装置のふぐあいがあつたというふう

に考えておるわけでござります。

それから、九月のガス漏れの問題でございます

が、実は今回の操業再開に当たりまして、一応の

点検をして操業を開始したわけでありますけれど

も、この段階におきましては、点検はガスによつ

て、しかも常温によるガスを通して点検をし

たわけであります。あの操業再開の際には、さら

に一度、ガスを通常使う温度まで上げて点検

をして、次に油を通すというような方式をとつた

わけであります。あのガス漏れは、水素ガスを

二百五十度前後まで熱しまして、それを装置に通

すことによって最後の点検を実施した。その際

に、装置の温度を上げるという段階におきまし

て、一部の装置の接合部分から熱い水素ガスが漏

れてそれに引火したというようなことでございま

して、これは、いわば最後の点検中における事故

○佐々木(喜)政府委員 事故後におきまして、三菱石油は、この法案に規定しておりますような流れ出油防止堤の設置でありますとか、あるいは事故が発生する事業所内における通報装置でありますとか、油回収船の配置であるとかいういろいろな事故対策を講じておることは事実でございます。

ただ、この防災措置が、この法案に基づいて私どもが考えておる防災措置のすべてを満たしておるかということになりますと、まだ不十分な面がある相当あるわけでございます。これらにつきましては、この法案の成立後必要な防災施設の設置をしてもううつもりでございますし、また、倉敷市と組びました防災協定というのも、この法案成立後の内容によりまして改定をしてもらうと

いう方針でおるわけでござります。
○佐藤(敬)委員 さつき三菱石油の水島事故のことだけ申し上げましたが、三菱石油だけではなくて、まだあの海域でいろいろな事故が起きているのですね。特に水島の地域では、御承知のように七月の十八日に、これは水島コンビナートの一角にある三菱化成水島工場敷地内にある菱日株式会社水島第一工場の電解プラントの塩素脱水塔四基のうち、三基が大爆発をしている。塔内の塩素ガスが噴出して十二人が重軽傷を負っている。こういう事件が同じ水島で起きている。さらにまた九月の二日、三菱化成の水島工場敷地内の関東電化水島工場の塩素貯蔵タンクから塩酸が噴き出して、工業用塩酸が二、三百リッターも流出した。これは幸いが人がなかつた。さらにもう八月三十日には、愛媛県東予市の日本マリンオイルの本社工場で、高さ十二メーター、直径十一メーターより、容量三千立方メーターの廃油タンクが、これも大音響とともに爆発して、近くの同型のタンクも二基が爆発して三十メートルも炎を噴き上げた。近くを通っている主婦が爆風で海に吹き飛ばされ死亡、従業員二人がやけどで死亡、さらに通行人三人と従業員七人、計十人が重軽傷を負つてゐる。こういうような事故が水島周辺で次から次へ

と連続して起きているのですよ。

ところが私は非常に大切だと思うのですよ。

なぜ、こういうような事故が起きるのか。水島の事故というのが何にも生かされていないような気がするのです。あれほど大騒ぎし、あれほど大きな損害を加えた社会的な責任は何にも考えないで、次から次へと起きている。しかも、周辺の者がそれを他山の石ともしないで同じような事故を

○佐々木(喜)政府委員 水島地区におきます爆発事故は、恐らく高圧ガス関係の事故であったといふに考えております。また、東予市における廃油工場の事故は、廃油を分離いたしまして一部重油等を回収をしていくというその工場におきまして、石油からの発生しましたガスに引火をして爆発をしたというような事故でございまして、これはいわゆる消防法にいう危険物に関連をする事故であつたわけであります。こうした事故につきましては、事故以前における保安体制の問題といふものが非常に問題であるわけでありまして、特にコンビナートのように危険物が非常に多い地域におきまして、事故を起こす前の、いわば事故を起こさない体制といふものを十分とらえておく必要があるわけでありまして、この点は企業において、従業員教育の問題といふものが非常に大きい要素を占めるものであるといふに考えますし、また同時に、施設自体について常に保安体制といふものをとり、そして施設の装置の監視といふものを十分やつしていく必要があるわけでありまして、これらについては特に従業員教育、施設の保安点検といふものを十分履行させる必要があるといふに私は考えておるわけであります。

○左藤政府委員 いま、長官からお答えがありますが、とにかく石油コンビナート、そういうものは政務次官と長官と両方の考え方をお聞かせください。

のを中心とした事業所というのは、やはり從来の消防法なり高圧ガス取締法あるいは災害対策基本法といった法律、それぞれの施策というものだけでは、相互の連関調整というものがどうかいたしまして十分徹底して一貫したものになつていないと、いうところがあつたので、こうした法案を御審議をお願いしておるわけでござります。
いまお話をございましたように、根本的にそ
ういった企業におきまして、今までどうかしま
すと、そこまで調整し一貫したものにするとい
う以前の、それぞれの消防法なり高圧ガス取締法、
そしてまたその以前のもつと基礎的な問題とい
うものに欠けるところがあつた。これはやはりそ
いつた従業員の教育なり、会社自体の姿勢とい
うものが、この問題についていまお話しのよな事
故を引き起こしている一番大きな原因になつてお
る、そういう原点に立ち返ると申しますか、と
いうようなことにつきまして一層の自戒をし、努
力をしていかなければならぬ、私はこのようによ
考えるものでござります。
○佐藤(敬)委員 この間、出光だとか三菱石油コ
ンビナートを視察に行って聞きました。一番先に
強調しているのが従業員の教育の問題なんですね。これを非常に強調している。組織の図面を見
せられたりいろいろして、こういうふうにりっぱ
に教育していくと盛んに従業員教育を強調して
いるのですよ。そしてまた、かつこうだけ見ると
非常によくやっているようにも見える。しかし、
実際に次から次にこういうでたらめな、無責任な
事故が起きてくるということになると、かつこう
だけやっているのじやないか、こんな気がするの
です。一番問題なのは、責任者のやはり意識です
よ、トップの。この意識がしっかりとしないと、
幾らやってもこういう事故が絶えない。従業
員は弱いですからね。トップがこうやれと言
うと、やさらざるを得ない。一番大切なのはトップの
意識だと思うのです。そのトップがこういうよ
うな状態では、私どもとしてはどうも責任を感じ
いるように思えない気がするのですね。この

ところが私は非常に大切だと思うのです。それで、ちょっとと通産省にお聞きしたいのです。がね。精製課長さんですか。この本を見て考えたのですが、資源エネルギー庁石油部精製流通課長の松村さんという人がおりますか、いまこじやなくとも。「——この人の発言がこれに出ているのですね。こういうふうに書いてあるのです。水島の事故につきまして、「これは消防厅にも、海上保安庁のほうのご関係も、また、いまお話をあつた環境庁のほうでも問題になるわけですが、私どもは取締りということじやなくて、産業所を管しているという立場から申しますと、いまお話をあつたように非常に珍らしい、確率的に非常に少ないことが重ねて起つたわけです。たとえばタンクの底板があのようになに亀裂を生じるということが、これまでにない珍らしいこと」とある。「その後、あと防油堤の一部が梯子がぶつかったためにこわれたということが、これまで非常に珍らしいケースだ」「それから中に入っていた重油が非常に粘度が高くて作業がやりにくかった」これも珍らしい。「あるいは夜間であった」から、これも珍しい。「しかも瀬戸内海というところでそれが起きた」これも珍しい。こういうような不幸が次から次と重なってこの事故が起きたというふうに言つているのですよ。この中からどういう感じを受けますか。私は、通産省というのばでたらめなものだと思ひますよ。大体珍しいと思つて、これがおかしい。タンクの底板に亀裂を生ずる、これは当然想像できることなんです。初めから想像していなければいかぬことなんです。これは珍しいことでも何でもない。この間調べたでしよう。ほとんど大部分のタンクというものが不等沈下している。不等沈下するということは、亀裂が生ずる可能性があるということなんです。ほとんど大部分のタンクが亀裂を生ずる可能性を持つてゐる。それにもかかわらず、タンクに亀裂を生ずるといふことがこれまでにもない非常に珍しいことだ。とんでもない話だ。そう思いませんか。

製課長は本年の七月に他の職務にかわりましたので、私は監督の責にござります石油部長としてお答えをさせていただきたいと思います。

いま御指摘のありましたことにつきまして、本
人がどういう気持ちで申したのかつまびらかにい
たしませんが、もし、先生のおっしゃるように、
こういうものについて単に珍しいことだというう
うなことであつて、従来のいろいろな事例を考え
なくて発言をしたということであれば、やはり發
言について注意すべきであつたというように考
えます。ただ、この中で言つておりますことは、恐
らくこういういろいろなことが重なつて起こつたわ
けで、そういうことが珍しいことだらうと思ひます
が、しかし、いずれにいたしましても、事故が起
こり得る可能性というものはあるわけでございま
すので、われわれ産業官庁といたしましても、専
門がいつ起てるかわからない、それに対してもそ
ぞれに対処する体制をとっておく、こういうふうに考
えます。

したがいまして、われわれといったしましては、産業所管という立場にござりますので、常に会社に向かっては、いろいろな法規を完全に遵守する、法規を守るという姿勢を今まで強調しております。今後もわれわれとしてはそういう態度で臨みたいと思っております。

○佐藤(敬)委員 亀裂を生ずるということはどういう意味で言つたかわからないと言つけれども、「亀裂を生じる」ということが、これまでになくながら「らしい」とこれにはつきり書いてあるのです。だからやはりこういう意味で言つたと思うのです。そんなことは、あり得ないことが起つたんだから、おれの責任じゃない、こういうような感じなんですね。その後ずっと並んでいるからますますそきまう感覚を受ける。「防油堤の一部が梯子がぶつかつたためにこわれた」ということが、これまた非常に珍らしい」と言う。珍しいですよ、あの直木のははしごというのはたつた四基しかないのでは

う。珍しいに決まっているのですよ。これは初めて起つた事故だ。直立させるとき基礎をあれと分離してつくれば、あの高いものが、狭い面積に重圧がかかれれば不等沈下するということは初めから技術的に考えていいなければならない。それを考えない方がむしろおかしいのですよ。それをあたかも人間の能力を超越した、神様でも起こしたように、珍しいと言つていい。それが倒れた場合に、十七センチか十五センチしかない防油堤が壊れるのはむしろ当然のことなんです。珍しいことでも何でもない。これは倒れればあたりまえのことなんですよ。しかも、これのために不等沈下で亀裂を生じて油が出た、こういうふうに言つていいのです。自分でつくつておいて珍しいなんて、こんな無責任な話はないのですよ。それから、中に入つている重油が非常に粘度が高い、自分で入れておいて粘度が高いなんてとんでもない話ですよ。粘度の高いものを自分で入れておいて、粘度の高いのは珍しいケースだなんて、そんなばかな話はないのですよ。さらにもう、夜間であつた。一日の半分はこれは夜ですよ。そうでしょう。夜事故が起きないという保証はどこにあるのですか。夜間であつたからだめだつたなんて、事故はいつも起きるのですよ。しかも瀬戸内海だったからまただめだと言う。

る人かどうかわかりませんけれども、こういう通産省の枢要的地位にある人がこんなことを言うということがよっぽど珍しいことだと私は思うんだ。そう思いませんか。

○左近政府委員 この座談会における発言が不用意であったというような御指摘でございます。また、こういう点の心構えをもつとしつかりしなければこういう事故が防げないんだというような御指摘であるうといふにわれわれは考えます。われわれもいたしましても、今後こういう事故というものを起こしてはならないという気持ちで、ことに先生御指摘のように、仮に法律ができました、それを守っていくという気構えがなければ、実際の安全は保証されないという御指摘、われわれも身にしみて感じております。今後十分そういう点でやってまいりたいと思います。

○佐藤(敬)委員 その後ろにこういう発言をしているのですよ。「防油堤とか、あるいは第二次防油堤といいますか、いま消防庁で工場全体をとまるものを作つくる、ということを考えておられるようですが、そういうことをこの際に徹底する必要がある、そういう感じがいたします。」と書いてある。まことにそのとおりですけれども、私はここに、通産省というものが、つくってしまえば後は消防の仕事であつておれは知らぬ、事件が起きれば珍しいことだ、こういう感じが非常にすることです。

この間、私の方の社会党の地行部会と商工部会でもつて、例の備蓄法の問題で合同部会をやりました。このときにこういう非常に強い意見がありました。できるまでは危険物じゃない。できてしまつて油を入れて初めて危険物になつて、それを管理するのは消防庁だ。しかし、消防庁にはそれだけの力がない。それで大変な事故が起きたのです。だから、つくる最初からこの工事に対し監督なり介入しなければいけない、こういう非常に強い意見があったのです。私はその意見を聞いておいましたので、そしてこれを読んだので、そう思つたんです。

通産省というのは、これを見ますと、責任を感じているどころか、何にも責任を感じてない、おれの責任じゃないということを言っているのですよ。一番責任を感じなければいかぬのは通産省ですよ、そういう危ないものをつくりしているのですから。それを、珍しいことだと人とのように言って、そして後は消防任せだ。こんなことだから、いつまでたってこれは直らないんですね。あなた方の態度が企業のトップにそのまま反映して、それがこういう事故を起させるのだ、私はこう思いますよ。だから、あなた方の、特に通産省の態度というものをしっかりと固めて、決意を固めて、企業のトップにこれを厳重に申し入れる、こういうような決然とした態度が通産省にない限り私は直らぬと思う、幾らコンビナート法をつくっても消防を強化しても。どうですか。**O 左近政府委員** いま先生のおっしゃるとおりだとわれわれは考えております。ことに会社の責任者にこういう安全に対する意識が確立されておらなければ、先ほど来再々おっしゃられますように、この法律を仮につくりましても、現実の実効が上がらないということはまさに御指摘のとおりだと思います。今後われわれといたしましても会社の首脳部に対しまして、安全というものがいかに大切かということは、十分協力してまいりたいと思います。

それから、このタンクの保安ということは法律上は消防庁の所管になつておりますけれども、われわれといったしましては、気持ちとしては、一緒になつてその保安を遂行するという気持ちで、今後十分協力してまいりたいというふうに考えております。

O 佐藤(敬)委員 いま私はその個々のことは申し上げませんでしたけれども、こういう事故が次から次へと起きて、しかもこれを監督する官庁の態度がこうであれば、私は事故は絶えないと思うのです。幾ら法律を、コンビナート法をもつと精密なものをつくっても、決してこのままでは事故が絶えません、こう言いたいのです。

だから私は、本当に消防庁よりも通産省の方に要望したいのです。企業のトップという方にしつかりとした再発防止に対する意識を植えつけたいと思います。どうしても聞かなければ、やはりかなり強い罰則をあれするべきだと思いません。これは後から刑事件として、いろいろな問題が発生して罰せられるかもしれません。しかし、その前に、そういう事故を起させないようにいろいろな問題を確立しておく必要があると思います。

ここにも出ておりますけれども、たとえば油を流すと「アメリカの罰則等によると、通報義務を怠つただけで一ドルの罰金がかけられる、日本は十万円以下である」こういうふうに書いてあるのです。私は、これはやはりアメリカのように、こういうように幾ら協定してもいつまでたつても守られないのだったら、これはもうもつと厳しい罰金なり罰則を設けるべきだと思います。自動車の交通事故の罰金をうんと高くしたら事故がぐんと減った、あれと同じようなものなんですね。聞かなければやはり罰則を強化する必要があると思いますが、どうですか。

○佐々木(喜)政府委員 この法案によりまして、これまでの通報義務についての罰則がなかったものに対して、今度この法案によりまして罰則の規定を設けたわけであります。

その罰則についてどの程度の量刑を行ふかとい

う問題につきましては、現在の日本のこうした事

犯に対する罰則との均衡の問題がございますので、内容的には法務省の方とも十分打ち合わせを

し、その判断をしていただきましてこの罰則を設けたわけであります。

ただ、この罰則を適用するということは実は私どもとしましては望んでおらないわけであります

て、むしろこうした罰則を適用するようなことが起こらないようにしていきたいというのが私どもの考え方でございます。この罰則の均衡の問題につきましては、なお今後のいろいろな事犯の量刑の問題とも関連いたしまして、今後の検討問題と

させていただきたいと思います。

○佐藤(敬)委員 罰則の問題、いまここで細かいことを申し上げませんけれども、守つていれば罰則要らないのは私も同じなんですよ。ところが、あれだけの大事故を起こして何にも反省がない、だからやはり罰則が必要だ、こう言つておるので守れば罰則が要らないのは当然です。

その問題はそれで終わりまして、時間がありますから、備蓄の問題についてちょっと伺います。

石油の九十日の備蓄をいま目指してやつておりますね。これは、石油ショック以来アメリカやE C、日本が石油備蓄をしてOPEC等に対抗しよう、こういうような戦略だと思いますが、日本でこれをいまやろうとする、もう三十日分、三千万キロリットルの原油をどこかにためなければいけない。最近、三菱石油の事故以来石油タンクをつくるということに対しても反発が非常に強く、これがいまやろうとする、もう三十日分、三千万キロリットルの原油をどこかにためなければいけない。石油の備蓄につきましては、本年度から五十年の間に現在の六十日備蓄か九〇日備蓄へ増加させようということで、いま決まっております。

○左近政府委員 この石油の備蓄につきましては、本年度から五十年の間に現在の六十日備蓄か

九〇日備蓄へ増加させようということで、いま

御指摘のとおり大体三千万キロリットル積み増し

をやる計画を立てております。そのうち、建設を

しますのにわれわれが検討しております用地は、

大体四分の三ぐらいは現在個別の企業が立地して

おるところあるいはこれから立地の予定があると

ころに建設をする。それからそれ以外の大体四分

の一程度は現在立地が見当たつておりませんの

で、共同備蓄会社というふうなものを関係者でつ

くらせて新しい地点を開発する、そういうふうな

計画になっておりますが、現在のところ、ことし

には新しい基地を建設するという必要はまだござ

いませんので、いまのところどういう候補地がい

いかという検討中ではございますが、まだ確定し

たものはございません。

○佐藤(敬)委員 この備蓄はこれはだ

ものですから。私は国家的に言つてもそう大した利益があるものじゃないと思うのです。これから

何になるのです、これは極端な例だけれども。こ

ういうことを考えますと、石油製品でなくとも自

然のものを使うのが幾らでもあるのです。それ

を何を好んで石油をわざわざ持ってきて、そ

うし

て海を汚染し、コンビナートの事故を起こし、そ

れ

は思

う

感

はすぐ出てくるのじゃないか、こういうふうな感

じを非常に強く持つのです。一兆五千億も二兆円

も、この金がないときには使つて、それがしかも生

産に結びついでけばいいけれども、何も生産に

やないか、いまはもっとかかるだろう、こう言わ

れておるのです。この膨大な経費を、果たして新

規にこれだけの経費をかけてこの低成長時代にや

る必要があるかどうかと、そこなる私は疑問を感

ずるわけなんです。

この備蓄の問題に對して、備蓄をしなくてもない方法がないか、新規にそういうものをつくらなくていい方法はないか、こういうことなんですが、まあこれはいろいろなことが考えられるけれども、私はやはり石油の節約ということを一番先に考えるべきじゃないかと思うのです。いまでも日本じゅうタンクの事故のためにコンビナートで盛んにまつっているときに、新たに一兆五千億も二兆円もかけてつくる必要があるのだろうかとすこぶる疑問なんです。もっと節約すればできるじゃないか。あのオイルショックのときに日曜日に車を運転しなかつたりいろいろなことをしたら、石油の使用量がぐんと減つた。あんなことを見ますと、大変な金をかけなくてもそのぐらいの備蓄は現在の制度でもって、設備のキャパシティでもってやれるのじやないか、こういう気がするのです。これはどこかの統計をとつてきたのですけれども、膨大な原油の輸入量の二〇%が自動車のために使われている。自動車の輸送量を半分にすれば、汽車に切りかえるか何かすれば、黙つていて日本のおの輸入は三十六日分が浮いてくる、こういう計算になる。これは単に自動車だけではなくて、自動車をつくるところのいろいろな素材、製品がたくさんある。極端なことを言うと、すし屋のササの葉っぱまで石油でつくっている。ササの葉っぱはそちらの山へ行けば幾らでもあるのですからね、塩づけにしておけばいつまでも青いの

ビアからタンカーで運んできた油でつくつたつて何になるのです、これは極端な例だけれども。こういうことを考えますと、石油製品でなくとも自然のものを使うのが幾らでもあるのです。それを何を好んで石油をわざわざ持ってきて、そういうものを使うのが幾らでもあるのです。それ

を何を好んで石油をわざわざ持ってきて、そ

うし

て海を汚染し、コンビナートの事故を起こし、そ

れ

は思

う

感

はすぐ出てくるのじゃないか、こういうふうな感

じを非常に強く持つのです。一兆五千億も二兆円

も、この金がないときには使つて、それがしかも生

産に結びついでけばいいけれども、何も生産に

やないか、いまはもっとかかるだろう、こう言わ

れておるのです。この膨大な経費を、果たして新

規にこれだけの経費をかけてこの低成長時代にや

る必要があるかどうかと、そこなる私は疑問を感

ずるわけなんです。

○左近政府委員 石油の備蓄量と申しますのは前

年の使用実績に応じて決めるというふうな感じで

計算をいたしております。したがいまして、使

用量が減れば、同じ量を備蓄しておりますが、これに非常に疑問を感じますが、この点はどうですか。

○左近政府委員 石油の備蓄量と申しますのは前

れない地点でござります。したがいまして、われわれといたしましては、やはり日本の国民の生活を守るために最低限の備蓄をしておかなければいけない、これが一つの責務である、これが

○佐藤(敬)委員 私の言つてゐるのはそうじゃないにいなし これがわれわれの責務であるといふ
あいに考えております。

いのですよ。備蓄するのは備蓄するでいいんです。
よ。だけれども、新たに二兆円も一兆五千億の金
をかけないで、節約によっていまのキャパシティ
ーをそれだけ余せないか、こう言っているので
す。備蓄することを私は否定しているわけじゃな
いのですよ。備蓄してもいいから、新たにつくら
ないで、節約すればできるのではないか。そして
現在の設備でもつてその分の余裕を持ってないか、
こう言つてゐるのです。こはもう答弁はいし

まだやりたいのですが、十一時半までの約束ですから、一応進行に協力して、これで終わります。

○高島委員長代理 午後一時三十分から再開することとし、この際休憩いたします。

于後一寺曰十二才用義

○中山(利)委員長代理 休憩前に引き続き会議を開きます。

委員長所用のため、委員長の指名により、私が委員長の職務を行います。

案について質疑を続行いたします。岩垂寿喜男君。

○岩垂委員 この法律は三蔵石油重油流出事故を機会に急遽制定をされたわけありますが、この法案を審議するに当たって、もう一遍いまの時点での事故の経過というものを振り返ってみながら、この法律とのかかわりを議論し合うことは重要な課題ではないかと思います。

環境汚染を引き起こし、水産物や自然景観が大変被害を受けたことは申すまでもありません。従来はこのような事故に対応するというか、関係する法律というのは、たとえば海洋汚染防止法が船舶を中心とする規制の法律であり、消防法は陸上施設における災害防止の規制の法律であり、さらに、水質汚濁防止法などが排水から流出した汚染物質の規制の分野を受け持っていたわけになります。このような規制の細分化とばらばらな規制では、事故の予防あるいは事故前の適切な措置あるいは事後の対策が実効性が薄いというわけでも、コンビナート法が制定されたわけであります。が、そこで実は、現地の対策本部長をなさいました左藤さんに一つだけ伺っておきたいと思ふんですけれども、この事故が、いわゆるその企業の刑事责任と言われるものが訴追されない、こういう状態で今日まできているわけがありますが、たとえば消防法十一条に違反して、倉敷市長の許可を得ないでタンクの違法着工をしてきたというような事実に関連して、委員会で問題になつたことがありました。このとき、消防庁長官も自治大臣も事務的なミスだといふうな形で、それは処罰の対象にならぬ、こうなつたわけであります。

ども、今日までそれも、言つてしまえばうやむやに過ぎてきている、こういうわけであります。そこでお伺いしたいのですけれども、この法律が水島の流出事故以前にあつたものとして、どういう形でこの法律があの事故に対して適用されたらうか、とりわけ刑事責任が訴追されただらうか、このことを私は聞いておきたいと思うのであります。水島の事故の反省から生まれたわけですから、それに対してどのような形で企業責任が追及されるかという問題点、これをぜひ承りたいと思いますし、その場合にそれがどういう点で弱占を握っているか。そしてその後の対策本部長として今まで御努力をいたいた経過からかんがえて、その事故の教訓というものを本当にこのコンピュート法の中に十分生かされているかどうか、どうもその辺がきちんとした因果関係になっていないように私に思われてならないのでありますので、その点現地の本部長として非常に御苦労なさった立場から、率直な感想でも結構ですから、解をぜひこの機会にひとつ承っておきたいと思います。

ことについては、これは大きな残された問題であると私は思うのです。ですから、これらの課題をぜひ、もちろんそれはコンビナート法だけで議論をすることはできないと思います。たとえば水質汚濁防止法などについでも、いま私が読み上げた法文の解釈、いろいろできると思うのですけれども、それらの改正も当然議論にならなければならないと思いますけれども、しかし、この問題は避けて通ることができない議論だらうと思いますので、今後その点については、ぜひひとつそういう不均衡がないような措置を法律の上で明らかにしたいだけたい、こんなふうなことをまずお願ひをしておきたいと思うのであります。それについて見解を承っておきます。

○左藤政府委員 いまの御指摘のような点で公害対策、公害の関係の法律というものの全体を見直して、そういった問題について今後とも検討して責任体制をはっきりさせるということは、私は大切なことではないかと思います。

○岩垂委員 この法律は、前の通常国会で廃案になつて、再提出されたわけであります。われわれは、いろいろな問題点はありましたけれども、その緊急性という意味で、そしてまた、今までよりも、ベストではなくてもベターであるという立場で、賛成の立場でこれを衆議院の段階では成立をさせるように努力をいたしたわけであります。実は、この法案とパラレルな位置づけで、たとえば消防法の改正だとあるいは本法案にかかわる政令事項などを含め、あるいは問題になつております高圧ガス取締法などのいわば改正措置と言われるものがきょうまで鋭意努力をされてこられたと思うであります。この際、いまから四ヵ月前になるわけでありますけれども、六月二十六日の本院のこの法律に対する附帯決議と言われるものをぜひ思い起こしていただきながら、ともすると附帯決議というのは、ややアクセサリーみたいに扱われる危険性がありますので、四ヵ月の間に御努力をいたいた足跡を一つ一つまびらかにしていただいて、そしてやっぱり政治が、あるい

は消防庁が国民の信頼を取り戻していくべく、力をこういうふうにやってきたということをぜひお示しいただきたい、そういう意味で、大変恐縮であります。附帯決議を一つ一つ伺つてまいりたいと思うのであります。

第一番目は、この特別防災区域に係る消防法、高圧ガス取締法、労働安全衛生法等の関係法令による規制を強化する、そして、当該区域の防災対策が真に一體的、総合的に講じられるよう万全の措置を講ずること、そして防災行政の一元化、これはもうこの委員会で何回か指摘をされたことあります。ですが、そういう問題について、この法案を改めて本院に提出するに当たって、四カ月の期間を通してどのような手立てでどのような努力を今までにされてこられたか、その点をぜひ明らかにしていただきたいと考えます。

○佐々木(喜)政府委員 御指摘のように、この法案は、消防法なり高圧ガス取締法あるいは労働安全衛生法等のいわゆる保安三法を初めといたしまして、防災に関するいろいろな法律を前提にしながら、その全体にさらに防災のための網をかぶせていくというような形で立案をされておるわけであります。この法案と同時に関係諸法令の規制を強化していくということについては、この附帯決議にあります方向で私どもも検討していかなければならぬ、こういうことを考えておるわけであります。

〔中山(利)委員長代理退席、委員長着席〕

すでに、高圧ガス取締法の関係につきましては、前回の国会におきましてその規制の強化が図られておるわけでありまして、それに伴うコンビナート保安規則等の制定も通産省の方ですでに済ませているところであります。

消防法の関係につきましては、その作業がまだおくれておったわけでありますけれども、お手元に資料として差し上げておりますように、消防法の規制の政省令についての検討を、私どもその後さらに進めてまいりまして、この法案の成立の前後で、段階で、当面の、特に石油タンク等についての

規制の強化策というものをとるつもりでござります。そういう意味におきまして、規制の強化の問題につきましては大体作業が順調に進んでおるという状況でございます。

また、防災行政の一元化の問題は、これは前国会におきましていろいろ御議論をいただいたところでございますけれども、やはりこれまでの二三十年にわたる行政の実績の積み重ねというような問題もございますし、また、地域におけるいろいろな関係機関における行政水準の格差といったような問題もございますので、これはさらに私どもは長期的な問題として十分検討していきたいとうふうに考えております。

○岩垂委員 それでは二項目目であります、この法律の審議を通して一番問題になつたのは、既設事業所における災害の防止とその具体策という問題点が指摘されたことはもう御承知のとおりですし、附帯決議の二項目目にそのことが指摘をされているわけであります。「コンビナート等における石油・高圧ガスタンクの基礎、構造、防油堤、防液堤、保安距離等に関する規制を強化し、危険物等の過密化の防止その他安全性を高めるための措置を強力に推進する」という文章になつてます。実は、この前の国会で、佐々木消防府長官も、既設のものについては防災診断をやる、いま進めている、そうして、問題があるとすれば防災対策を一層強化していくという御答弁をいたしているわけであります。その既設のものについて問題があるとすれば、どうその問題といふのは、いまや随所に出ているわけでございまして、そういう点で二項目目の――まあ、四ヵ月しかございませんから、いろいろ時間的な制約はあるうございますが、御努力をなさった経過をぜひお教えをいただきたいと思います。

○佐々木(喜)政府委員 現在の石油タンクにつきましてのいわゆる技術基準の強化の問題につきましては、別途、消防法関係の政省令の改正事項の概要というところで資料として差し上げておりますように、私どもその後、ここに掲げております

す基礎工事の問題、構造の問題、防油堤あるいは保安距離、保安空地というような問題につきましても、規制の強化策についての検討を進めまして、大体具体案が得られる段階になりましたので、これはさしあたり指導通達をもちましてこの技術基準の強化を指導していくつもりであります。

なお、抜本的な技術基準の改正の問題につきましては、これは先般の国会でも申し上げましたように、いま学者の先生方を、相当の各分野にわたり専門家に相当数御参加いただきまして、銳意検討中でございます。これはまだ作業が恐らく来年度いっぱいぐらいは少なくともかかるのじゃないだろうかというような感じでございますけれども、当面必要な規制の強化策というものは、この資料に掲げておりますように、ここで相当具体的に示していく、こういうつもりでこの法案と同時に施行できますように扱っていきたいと思っております。

○岩垂委員 その通達を早めていただいて、法律とワニンセットで、つまり既設の部分について、可能な努力を速やかに講じていく体制をぜひ要望を申し上げておきたいと思います。

その次に、これは実は直接的には運輸省の関係だろうと思うのですけれども、問題になりました海上防災に対する立法措置、この問題は、実は私この前問題提起をいたしましたけれども、コンビナート法と文字どおり一対のものとして、とりわけその境界線の防災措置と言われるものも含めたものとして急がなければならぬ、こういうふうに思つておるわけでございます。消防署なり自治省から運輸省に対してそういう申し入れをし、次の国会に提案をするという見解をたしか承つておるわけでありますから、そのように考えてよござりますか。

それから、もしその場合に、消防庁としてその海上防災法についてこんな点はどうしても盛つてほしいものだというような気持ちを、あるいは要望をなさつておるならば教えていただきたいし、

これからなさるとすればどんな点が問題にされなければならないか、私の言いたいのは、やはり企業責任を含めたそういう措置でありますので、その点についてわかつてある範囲で結構ですからお教えをいただきたいと思います。

○佐々木(喜)政府委員 海上防災に関します新たな立法措置につきましては、現在運輸省の方でその担当の部門を設けまして、鋭意検討中であるといふうに承っておりますが、まだその具体的な内容につきましては私ども承知をいたしております。せんけれども、恐らくこの新しい法律を立法いたします段階におきましては、やはり陸と海との接点の場合に陸上と海上とでどう協力関係をとるべきか、特にこれが港湾区域等の問題につきましてその調整が必要になるであろうというふうに考えております。

そういう意味におきまして、運輸省の方におきましてある程度の成案が得られました段階で、私も十分これについての意見の調整を行つてまいりたいというふうに考えております。

○岩垂委員 やはりそれは消防庁の立場から具体的な意見を述べなきいかぬと私は思うのです。そういう意味では、運輸省の成案を待つということとも役所同士の関係あるいはあり得るかもしれませんけれども、消防庁として今日までの災害対策を中心的にお進めになつてきた関係から見て、陸の上から海をながめるということだけではなくて、やはり総体的な防災という観点から意見を出してもらわなければ困るのではないかと思うか、こんなふうに思います。その点をぜひ要望をしておきたいと思います。

それから項目ごとに、大変恐縮ですが、お許しをいただきたいと思います。

四番目の例の自衛防災組織の問題は、事業所に対する義務づけがないわけでありまして、これは実は資材だけじゃなくて技術者を含めて検討すべき課題ではないだろうかと思うのであります。実はそういう問題も、一体どういう形で行政指導を行なつていかれるのか、現になさつてこれらのかなさつてござります。

そこで今日の経済状況から見て、不況が深刻になります。

なつておるという関係を含めても、そういう防災対策などのいわゆる安全投資が削減されるおそれがあるだらうと私は思うのであります。だから、ここ一、二年の動向を見ながらやつぱりその経過を判断をして、義務づける方向へ指針を示すべきではないだらうか、こんなふうにも思いますが、その点についての御配慮があるならば述べていただきたいと思います。

○佐々木(喜)政府委員 事業所の自衛防災組織につきましては、政令で基準を定めましてこれを義務づけるというつもりで考えておるところでござります。現在具体的にどういう組織、どういう防災機材を備えつけさせるかという問題につきましては、特にコンビナート関係の地方の消防機関の意見を十分これに反映するという意味におきまして、専門の担当者も集まつてもらいまして、現在鋭意これについての成案を得るよう努めています。

○岩垂委員 六番目の事業所の従業員に対する防災教育、防災訓練の問題ですが、これも午前中社会党の佐藤さんからも御指摘があつたわけですけれども、やはりかなり企業ごとに格差があらわれてくるだろう。だからそういうものをどういう形で進めていくかということなどについても、これは企業任せというわけにもなかなかいかぬと思ふのであります。全国的にやつていく配慮といふものを具体策としてどのようにお考えになつていらっしゃるときは、どんな形を検討できるかという点について御見解を承りたいと思います。

○佐々木(喜)政府委員 従業員につきましての防災教育あるいは防災訓練というものは御指摘のように、今後コンビナートの安全を確保していく上には非常に必要なものでございますので、この従業員について具体的にどういう教育を行い、訓練を行なうかということにつきましては、それぞれの

企業が、この法律の規定に基づきます防災計画あるいは消防法、あるいは高圧ガス取締法の規定によりますそれぞれの防災に関する計画がございまつごろの時期に、どういう範囲の人間について、どれだけの量の防災訓練を行うか、あるいは教育につきましても、どういう内容の教育を行つていいのかというようなことについて、具体的な計画をつくらせるということによりまして、その安全教育の面について十分に確保していきたいというふうに考えております。なおまた、この自衛防災組織等におきましては、最近の情勢から、各府県の消防学校等につきましてもある程度教育関係につきまして余裕が得られる見通しも出てまいりましたので、それら消防学校を通じての教育ということも計画の中に織り込み得るのではないだらうかと、いうような感じがいたしております。

○岩垂委員 少し後からまた質問をいたしますから飛ばしまして、九項目目の「石油コンビナート等防災計画の作成にあつては、住民の意思が十分に反映されるよう地方公共団体を指導すること」という項目がございます。これは実は要するに防災計画の住民参加という課題であります。従来から言えばそういう住民に対する窓口といふか、そういうものが不十分であつたと思うのですが、やはり地域ぐるみ、町ぐるみ、住民ぐるみという形の防災計画というものの、つまり協力への体制を含めて考えていく必要があると思うのですが、この住民参加を保障していく手だてなどを強化のため必要な措置といふふうになつておりますが、これは当然のことながら補助率の引き上げという問題にならうと思うであります。二分の一にするというようなことをも含めて承つてはおりますけれども、それの見通し。つまり、予算要求にかかることになるのかもしれませんけれども、その見通しと、それから特殊法人で危険物検査協会みたいなものを考えていくということをこの前、仮称であります。承つておりますが、そういう作業は現実に急がなければならないと思うのであります。そういう課題をどのように具体化させつてあるのか、この点についても御所見をお伺いしたいと思います。

○佐々木(喜)政府委員 この防災計画の内容は、やはり住民がその地域の安全性の面から見て十分安心し得るようなものでなければならないというふうに考えておるわけであります。これについて法律で規定しておりますのは、この防災計画について公表をするという制度をとっているわけであります。したがいまして、この公表の制度によつて広く住民にその内容を知らせるという形をとりますと同時に、防災本部の構成に当たりましては、その地域の実態に応じて、漁業関係の代表者でありますとか、あるいは地域の中で防災について専門的な知識を持つておられる方々について専門員としてこれを委嘱するとかあるいは委員として委嘱するとか、これはその地域の実態に応じまして都道府県知事が防災本部を構成いたします段階で十分配慮していただきたいというふうに考えておるわけであります。この点は、各地域の実態に応じてそれぞれ必要な措置がとられるように、私どもも指導してまいりたいというふうに考えております。

○岩垂委員 防災会議のメンバーを指定するとき

に、知事あるいは市町村長や消防署長とか、そ

ういう人たちだけでなく、やはり一般の市民と

いうふうに理解してようございますか。

○佐々木(喜)政府委員 そのように考えております。

○岩垂委員 十一番目になりますけれども、化学消防車あるいは人員の増強など、消防力の充実強化のため必要な措置といふふうになつておりますが、これは当然のことながら補助率の引き上げという問題にならうと思うであります。二分の一にするというようなことをも含めて承つてはおりますけれども、それの見通し。つまり、予算要求にかかることになるのかもしれませんけれども、その見通しと、それから特殊法人で危険物検査協会みたいなものを考えていくということをこの前、仮称であります。承つておりますが、そ

ういう作業は現実に急がなければならないと思うのであります。そういう課題をどのように具体化させつてあるのか、この点についても御所見をお伺いしたいと思います。

○佐々木(喜)政府委員 コンビナート地域の関係

市町村における消防資機材の増強につきましては、すでに消防施設の強化促進法の規定の一部改正というものをこの法案の附則でお願いをしておるところでございまして、これに伴いまして、昭和五十一年度から補助率の引き上げを行うと同時に、補助金の獲得に十分な努力を払つてまいりたいというふうに考えております。これはすでに予算要求も行つておるところでございます。

なお、こうした消防施設の増強に伴う人員の増強の問題につきましては、現在コンビナート地域の関係団体の人々も参加していただきまして、こゝとし改正いたしました消防力の基準の中に、コンビナート地域における消防力の基準というものをさらに追加をしていくという、いま研究会を進めておりまして、来年度からその具体的な人員増強策というものが具体化できますように努力をしてまいりたいというふうに考えております。

なお、保安検査協会といったような内容の特殊な法人をつくるという問題につきましては、現在政府全体としていろいろな公法人の抑制問題等もあるわけであります、それらとの関連も考慮しながら、あるいは法制上の問題にも若干の問題がございますので、それらをいま関係方面といろいろ詰めておる段階でございます。

○岩垂委員 いま川崎のことを申し上げるのもな

りますが、先ほど前半に申された消防力の増強、とりわけ人員などの充実強化に関連する中では、そういう配慮をやはり全国的なコンビナート地域の一つの物差しとして検討をいただくことが必要ではないだろうか、こんなふうに思いますが、この点については御配慮をなすつておられるかどうか、承りたいと思います。

○佐々木(喜)政府委員 やはりコンビナート地域におきましては、新しい化学消防車を中心にしています。また、特にコンビナートの特殊性に対応いたしまし

た専門分野の技術を持った人間の増強が望ましいということは、御指摘のとおりでございます。たゞ地域によりましてはそういう職員の採用がやはり困難だというような地域もあるかと思いまして、昭和五十一年度から補助率の引き上げを行うと同時に、補助金の獲得に十分な努力を払つてまいりたいというふうに考えております。これはすでに予算要求も行つておるところでございます。

なお、こうした消防施設の増強に伴う人員の増強の問題につきましては、現在コンビナート地域の関係団体の人々も参加していただきまして、こゝとし改正いたしました消防力の基準の中に、コンビナート地域における消防力の基準というものを

さらに追加をしていくという、いま研究会を進めておりまして、来年度からその具体的な人員増強策

というものが具体化できますように努力をしてまいりたいというふうに考えております。

なお、保安検査協会といったような内容の特殊な法人をつくるという問題につきましては、現在政府全体としていろいろな公法人の抑制問題等もあるわけであります、それらとの関連も考慮しながら、あるいは法制上の問題にも若干の問題がございますので、それらをいま関係方面といろいろ詰めておる段階でございます。

○岩垂委員 いま川崎のことを申し上げるのもな

りますが、先ほど前半に申された消防力の増強、

とりわけ人員などの充実強化に関連する中では、

そういう配慮をやはり全国的なコンビナート地域

の一つの物差しとして検討をいただくことが必要

ではないだろうか、こんなふうに思いますが、こ

の点については御配慮をなすつておられるかどうか、承りたいと思います。

○佐々木(喜)政府委員 やはりコンビナート地域

におきましては、新しい化学消防車を中心にして

います。また、特にコンビナートの特殊性に対応いたしまし

ます。

○佐々木(喜)政府委員 川崎の場合には、羽田空

港とはいわば隣り合わせの地域でございまして、

そういう意味におきまして離着陸というものが非

常にこのコンビナート地域と接近して行われると

いうような関係で、特に事故の起きやすい地点に

おいてたまたま大きいコンビナートがあるという

ものでござりますので、羽田と川崎の関係とい

うことは、そういう意味で非常にむずかしい問題があ

ります。そのことに対する考え方かと思います。

それからもう一つは、不交付団体の扱いとい

うのは一体どうなるのか、この点も定かでございま

せんので、ぜひ御答弁をいただきたいと思いま

す。

○佐々木(喜)政府委員 資料に差し上げております

ように、この特別防災区域につきまして緑地等

を設置をする場合に、この緑地がいわゆる公害閑

域法の規定による公害緑地によって行うか、ある

いはこの法律の規定によるいわば防災緑地として

行うかというようなことになりますと、恐らく大

部分の地域は公害緑地の関係で行うという方が、

そのまま十分な対応がなされてないというふうに

うものを何とか考えていく必要があるというふう

に考えておるわけでございます。

○岩垂委員 まだ、法律が前回衆議院を通過した

ときの附帯決議ですから四ヵ月しかたつていませ

んし、同時にまたこれは廃案になつた経過という

ことがありますから、附帯決議の筋道が今日まで

まだまだ十分な対応がなされてないというふうを

指摘をしながらも、ある程度やむを得ないことも

承知をするわけですが、やはり法律ができ

ることもありますから、附帯決議の筋道が今日まで

まだまだ十分な対応がなされてないというふうを

指摘をしながらも、ある程度やむを得ないことも

承知をするわけですが、やはり法律ができ

ことがありますから、附帯決議の筋道が今日まで

まだまだ十分な対応がな

元利償還につきまして一定割合で交付税措置を行なうということにしておるわけでありますので、具体的には基準財政需要額の算定に当たつて計算をされますけれども、そうした計算を行つた後においてなお不交付団体になるというような場合におきましては、交付税が実際には交付されておらない、こういう形にならうと思います。

○岩垂委員 まあその辺のところは何遍か討論をしてきたことですから私は要求にとどめておきますが、今日のような地方財政の非常に深刻な事態の中で、地方負担分といふものをできるだけ減らしていくこと以外にその道がないわけあります。そういう点で、この三分の一、三分の一、三分の一といふのはたくさん問題を含んでいるというふうなことを指摘をしておきたいと思ひます。

さて次に、災害と公害といいましようか、私も公害の委員会のメンバーなんですが、防災と公害防止といふものはやはり車の両輪で、市民の生命や健康、あるいは最低限度の生活、あるいは環境を確保するためには重視しなければならぬ問題点であります。その意味ではこのコンビナート法もそういうものを一体化するという配慮が望ましかつたと私は思うのですが、この法律が公害とかあるいは公害防止とかという点での配慮の面で十分ではありません。ほかの法律があるからいいじゃないかという議論があると思うのですけれども、ほんの前の国会で自治大臣及び消防厅長官は、特別の立法を法務省を中心に検討してほしいと申し入れたというふうに承つております。そういうふうに御答弁を願つているわけであります。そうしますと、要するに特別立法の法制化について法務省が

どんな作業を進めているか、あるいはそれに対して法務省がどんな見解を持っているか、これをぜひお教えをいただきたいと思うのであります。○佐々木(喜)政府委員問題は、水島に見られたような油の流出の事故というようなものについて、現在の公害立法あるいは消防法あるいは高圧ガス取締法のような防災立法、この両方の法律で罰則が適用できない面があるということは御指摘のとおりでございまして、これらは政府部内におきまして十分検討していかなければならぬ問題であります。やはり内容的には行政立法に伴う罰則規定というような形で処理すべきではないのか、こういうことになりますと、この面における立法はどこが担当するかというような問題が出てくるわけでございまして、この点は関係省庁との間におきまして十分検討していく必要があるとうふうに考えております。

○岩垂委員瀬戸内海の状況、赤潮の現出状況の因果関係、それがどういうふうに評価をするかは別として、やはり自然を非常に損なっている。失われた自然是戻ってこないと思うのであります。それから同時に、失われた人命も取り返すことはできません。そういう意味ではやはりもうそういう法律があるから事故が起きない、ということでは本当は困るんですけども、事故が起つたたびにそういうことが言わながら現実にその次まで見送られて、そしてそのたびに繰り返してくるようなことが今まであるわけでありますから、これは消防庁の所管ではないかもしれませんけれども、やはりそういう問題について自治省や消防庁が力を入れて國の施策あるいは法務省を含めた法律の検討を急がなければならぬ。ほっておくわけにはいかぬと思うのですが、その点をぜひひとつ急いでいただきたい、このように実は思うのであります。それから、実はこれは川崎の例を申し上げて恐縮なんですが、指定を予定され

いるあの地域には、夜間で二万人、昼間で八万人の居住または業務に従事している人たちがいます。この前もそのエリアの、要するに労働者やそういう生活をしている人たちの、たとえば災害が起つたときに逃げていく場所とかあるいはその生命をどうするかというふうな問題についても伺つたわけですが、それは個々の企業で最大の手立てをする以外にない。それがP.P.P.の原則だという意味のことの御答弁をいただいたことを記憶をしておるわけでありますけれども、現実にたとえば川崎で言えば浮島、千鳥あるいは水江、扇町、扇島というようなところは、橋が落っこっちゃつたらもうそこに勤いでいる人たちが逃げていく場所がなくなつてしまふのです。だから、事故の大ささにもよりますけれども、やはりこういう形では何ともそこに勤いでいる、あるいはそこに住んでいる労働者の生命や健康というものが守れぬわけであります。これはやはり防災対策として配慮しなければならぬ問題になつてゐるだろうと思うのであります。本来は企業の集団という形の出資によって対策を講ずることが必要だとは思いますが、けれども、しかし、少なくともあるそこへコンビナートを配置し、そして日本の国民総生産を支えてきた川崎のコンビナートというのは、いわば国の行政の方向としてあるいは方針としてそこに配置があり、そこに生産活動の継続があるわけでありますので、そういう点について我が地方団体などと相談をして、そしてもちろん企業に負担させる配慮をも含めた手だてというものはどうしても譲じなければいかぬ。それは、單に私は川崎だけじゃなくて、日本のコンビナートというのはほとんど臨海工業地帯といわれるところにあるわけですから、そういう配慮を、そこに勤いでいる労働者や住んでいる人たちの最低限の安全を確保していく手立てといふものを講じなければならぬと思うのですが、これらについてどうも討論が十分でございませんので、ぜひそれをどうするのか、どうしていいのか、どうなさるうとしているのかといふ点について御見解をいただきたいと思います。

○佐々木(喜)政府委員 このコンビナートの地域に、このままでは、その地域ごとに防災計画といふことを策定することが義務づけられるわけであります。当然に、その地域に住んでおられる方あるいは従業員の方々が、コンビナートにおいて発生いたしました災害が非常に広範囲に広がつてまいります。どういう避難計画をすらかという点につけては、やはりこの防災計画の大きな項目になるだろうというふうに考えております。特に川崎のような橋一つでつながつておられますようなコンビナート地域におきましては、こうした問題が、特に大地震等がありましたような場合には、非常にこの避難についての問題点が発生するであろうということは予想されるわけであります。やはり、安全対策というのは常に二重に安全を講じておるというような趣旨のもとに、この防災計画におきましては、それぞれの地域ごとに具体的な計画を織り込んでもらうというのが必要であるというふうに考えております。

○岩谷委員 地域ごとの対策ということだけではなくしに、やはり国というか、そういう責任を、そういう個々の対策を助言する形で支えていただかなといふこともなりませんので、その点はぜひ要望を申し上げておきたいと思うのであります。

消防庁は時間がなくなりましたからその辺で終わりますが、建設省にお尋ねをいたしたいと思うのであります。

いまのお話のように、川崎の防災対策、とりわけ都市計画やあるいは町づくりという点でいろいろな問題があります。特にコンビナート地域の巨大大化に伴つて住宅が隣接しているという状況でありますので、これらの対策を進めていく上で、防災遮断帯計画が四十七年、四十八年と二年にわたりて調査をされ、本委員会でも問題になりましたが、大変膨大な調査資料をつくられたわけであります。これには建設省も国土庁も加わってこれらたわけであります。この調査の位置づけといましまよろか、この調査がこれからどのような形で行政の中に生かされていくか。そういうことにつ

いて建設省の見解をただしておきたいと思います。

○松原説明員 御指摘のように、建設省では川崎、横浜の臨海部のコンビナート地帯につきまして昭和四十七、八年に防災遮断帯の調査を行つております。この調査は、特にそのコンビナート地帯におきまして大災害が発生した場合の被害想定と、防災遮断帯による防災効果につきまして基本的な対策の考え方を示す、こういうことでその京浜臨港地区をモデルといいたしまして行つたものであります。

さらにその調査の中で、都市の防災安全化とあわせて都市環境の改善として都市構造 자체の根本的な、また恒久的な一つのモデルの考え方を示してございます。これは一つのモデルとして考えました調査でございますので、この構想を具体的な事業として生かして実施していく、そのためには、その現地に即した具体的なその土地の利用状況とか、地元住民の意向なり、それから工場の移転などのように進んでいくかというような各種の対策なり、それを行う場合にどういう事業規模をしていったいかというようなことにつきまして、特にその実現の可能性ということを踏まえましてさらに総合的なその地区の計画を行う必要があるわけでございます。

これを生かすためと、もう一つは、京浜地区におきますあのコンビナートで大災害が発生した場合に大きな惨事が生ずるおそれがございますので、建設省におきましては今年度、調査調整費約二千七百億弱でございますが、これをもしまして具体的にその計画調査を行うことにいたしてございまして、横浜市と川崎市に調査委託を行うことにしております。近く地元におきましては、神奈川県も含めました三者の協議会をつくりまして、相互に調整しながらその計画調査を行うことになっております。また建設省におきましても、同時に学識経験者等の御参加もいただき、また地元の公共団体の参加もいただきまして委員会をつくりまして、早急

に結論を出したい、かようと考えております。その四十七、八年の調査の延長が現在そういうよくな状態でございます。

○岩垂委員 松原さん、先ほど二千二百億と言われましたが、三千二百万でございますね。

○松原説明員 失礼しました。

○岩垂委員 そういう形でお進めただくわけですが調査の結論が恐らく三月いっぱいに出るだろうと思うのです。三月いっぱいといいますけれども、できるだけ早目に考慮いただいて、そして直下型地震などでも本委員会でいろいろな形で御心配を煩わしたわけですが、できるだけ早く具体的な仕事に着手しなければならぬと思うのであります。たとえば工場跡地ということで、ことは新日本鐵工の予算化を進め、また来年は東京鐵工の買収といいましょうか、そういう形のことを進めていくことを含めて予算措置が講じられているわけですが、来年のそういう遮断帯の一つの要素としての工場跡地の買い上げとでもいましょうか、そんなもろみをどのようにいまお考えになつたらいいかというようなことにつきましては、対策を講じていくときに国と地方自治体が一体になっていまの遮断帯計画を、モデル地区として選ばれたわですか、ぜひ川崎を重点にしていらっしゃるかが一つと、それからもう一つは、対策を講じていくときに国と地方自治体が一緒に直下型地震と言われる危険とというような問題が指摘された地域でもございますので、重点的にう点で川崎だけを強調するつもりはございませんけれども、しかしいままでの調査の実情や、あるいは直下型地震と言われる危険とというような問題が指摘された地域でもございますので、重点的な対策をひとつ急いでいただきたい、このように考へますが、そのことをまずお願いをしたい。それについて御答弁を煩わしたいと思う。

それから、これは全国的な話で結構ですが、緑地遮断帯を含めた要求ベースで結構ですから、来年度予算にどのくらい考慮をしようとしておられるか、要求しようとしておられるか、これをぜひ承つておきたいと思うであります。それは一番最初に私質問したように、本法案の附帯決議の中にも十分に予算措置を講ずることという気持ちが述べられているわけでございますので、それらを含めて御答弁を煩わしたいと思います。

○松原説明員 建設省におきましての調査でございますが、先ほど説明申し上げました調査調整費においては、この地域の遮断帯の整備の計画は建設省の調査でございますので、建設省にも委員会をつくりまして、公共団体に調査委託した結果の検討をあわせていたすということになろうかと思ひます。

事業の実施に当たりましては、この遮断帯、これを遮断緑地として整備いたします場合には、都市計画の都市公園事業として整備することになる

付でございますが、特に事業の緊急性とそれからその整備の財政措置等を考えます場合に、公害防

止計画の恐らく見直しになつてまいるのでないか。公害防止計画事業として実施いたすことになりますのではないか。そういう場合に、建設省といたしましても特に緊急を要するものにつきましては重点的に努力してまいりたい、かように考えておるわけでございます。

○岩垂委員 いま御答弁いたしましたように、調査委託をしている結果が今年度中に出る。直ちにひとつ来年度予算措置を取り組むということをぜひお願いをしたいと思うのであります。特に緊急性といふ点で川崎だけを強調するつもりはございませんけれども、しかしいままでの調査の実情や、あるいは直下型地震と言われる危険とというような問題が指摘された地域でもございますので、重点的な対策をひとつ急いでいただきたい、このように考へますが、そのことをまずお願いをしたい。それについて御答弁を煩わしたいと思う。

それから、これは全国的な話で結構ですが、緊急性から考えて、ぜひ政務次官、別にアベック闘争をやってくれというわけじゃないのですが、やはり緊急の課題にこたえていく政府の重点的な施策といふものは進めなければならぬと思うのであります。そういう点で川崎の遮断帯を急ぐことと、それから予算的な措置を講じていただきたいということを、地元のことだから言いくらいわけですが、やはり切実な課題でもありますので、遠慮なく言わせていただきたいと要求をしたいと思うであります。その点、ぜひひとつ、大臣も現地を視察されておりますし、その配慮をいただきたいと思いますが、この機会に御答弁を煩わしたいと思ひます。

○左藤政府委員 この法律を成立させていただくということに関連いたしましてそういう問題についてわざわざとして努力しなければならない、当然でございます。できる限りそういう予算を、十分とまではなかなかいかなくとも、少なくともそういう努力をいたしまして、少しでも多く獲得といいますか、予算を取つて防災地帯の確立に努力しなければならない、このように考えております。

○岩垂委員 この前佐々木長官からも御答弁をいたいたんですが、川崎のケースはやはり事業主体のことも考え、公害防止計画で行くことがいんじやないだろうかというお話をいただいたわけ

としまして九十七億九千二百万円、こういう要求をいたしてございます。各種事業費、特に公園の中の事業費におましても一番高い伸率を示しておりますのでございます。これの予算の配分に当たっても、特に緊急性の高いものにつきましては重点的に配分してまいりたい、かように考えておるわけでございます。

なお、この数字は緩衝緑地でございまして、公害の緩衝緑地、コンビナート法によります防災緑地、両方を含みました緑地の事業の予算要求額でございます。

○岩垂委員 事業費ベースで九十七億九千二百万円、余り多くはないと思うのですけれどもね。緊急性から考えて、ぜひ政務次官、別にアベック闘争をやってくれというわけじゃないのですが、やはり緊急の課題にこたえていく政府の重点的な施策といふものは進めなければならぬと思うのであります。そういう点で川崎の遮断帯を急ぐことと、それから予算的な措置を講じていただきたいといふことを、地元のことだから言いくらいわけですが、やはり切実な課題でもありますので、遠慮なく言わせていただきたいと要求をしたいと思うであります。その点、ぜひひとつ、大臣も現地を視察されておりますし、その配慮をいただきたいと思いますが、この機会に御答弁を煩わしたいと思ひます。

です。いま松原政策課長もそういう見解だといふうに考へているわけですけれども、そういう場合のたとえば公害防止事業団の権の確保だとか、まあいろんな問題があるわけがありますが、こういう点についても銳意政府が御努力を願いたいと、いうふうにお願いを申し上げるわけです。その点について何か御見解がござりますればお答えをい

には、特に重点的に配慮してまいりたい、かよう
に考えておるわけでござります。
○岩垂委員 通産省にお願いしてござりますの
で、一番最後になつて大変長い間待たせて恐縮で
ございますが、お尋ねをしたいと思います。
東京湾のそういう危険物の備蓄状況、これはト
ータルで数字であらわすことができますか。もし

の必要があるだろうということは感じるわけですが、現在高圧ガス取締法のもとにおきましてはコンビナート等保安規則というのがございまして、これによりますと工場の敷地を最大二万平方メートルの区画に区分をいたしまして、この区画相互の間に設置されます高圧ガスの設備を三メートル以上離せ、こういうことが一つござい

と考えておりますて、こういう私どもの考え方をお
る狭い意味のコンビナートということからいたし
ますれば、現在コンビナートを考えておる場所と
いたしましてはそうたくないさんはございません。私
どもがなぜそういうふうなことを考えておるかと申
しますと、言うまでもなく、コンビナートにつ
きましては公害問題が非常に大きい問題になりま

○佐々木(喜)政府委員 やはりコンビナート地帯の防災計画を、私どもが期待しているように進めますたまには、必要な資金の確保、必要な補助金額の確保ということが必要になるわけでござります。私どもも、事業の主体はそれぞれ企業が行い、あるいは地方団体が行い、また予算措置等について、国が行うという形になりますと、ムダが

○左近政府委員 東京湾の危険物のうちで石油についてお答え申し上げたいと思います。

それから第二に、このような面積の制限を受けた場合に、この単位面積あたりの集積量を幾らにするかということにつきまして可燃性ガスの総熱量を制限することで數字を定めておる次第でござりますが、別途消防庁の方におかれましては石油タンクの各種の規制がございまして、総量規制の実質的な運用が行つてはいるのではなかと思う

災の問題が非常に基本の問題でございます。したがいまして、新しいコンビナートの立地につきましては立地の地点、それから規模、環境の保全、こういった対策につきまして十分な配慮を払う必要があると考へるからでございます。したがいまして、今後はいわゆる三大湾、東京湾、伊勢湾、大反湾そへからさうして頃々内海でござりますが、

は私どもなりにそういう面についての十分な予算措置、資金措置ができますように努力をしていきたいというふうに考えております。

す。現実にどの程度の油が入っているかということは、これは営業をやっておる段階でございますので出し入れがございまして明らかではございませんが、一応推定をやってみますと、東京湾沿岸にござりますいま申しました石油貯油施設の貯油能力の全国の施設のうちでのシェアは、大体三九%ぐらいに当たります。そういたしまして全国の

わけてございますが、ただいま御審議つておりますこの法案がもし成立するということになりますれば、こういったコンビナートにつきましては新しくつくる場合に事前に各種の資料が添付されましてまいります。この資料添付によつてチェックいたしまして、これだけの集積量があればこれは面積が足らぬではないか、もつと広げよう、離せと

こういったところにおきましてはすでに問題が具體化されているもの、これはまあいろいろな事情で私どもやむを得ないと思うわけでござりますけれども、そのほかの新增設につきましては原則として行わないように指導してまいりたい、こう思つております。

さらに、国民经济が伸びるということも当然必

せご来年度予算の中では御预算いたしましてなぜかと申しますと、直下型地震の危険というものが、あるいは去つたというふうな見解もありましたが、依然として地下水の隆起はあるわけでありまして、そういう点で問題が解決したわけではありません。日本人の通例で、熱しやすく冷めやすいところがありまして、もう大丈夫じゃないか

現在の貿易量がわかっていないので、その二三割で割ってみると、大体二千万キロリットルという数字になります。

で、私どももいたしましてはこの新しい法律に基づきまして総量規制の運用を先生御指摘のような方向でやらしていくべきだと思って次第でござります。

要があること、それで、その場合にどうやって、かといふことでございますが、これは先ほど申しましたような既成の工業地帯から遠く隔たりまして、しかも新しく開発されるような外洋に面したような地域というところに誘導をしてまいりたい、かよううに考えておる次第でございます。先ほど多くはないと申しました計画中のコンビ

です。やはり危険性というものは潜在しておると思いますので、そういう措置を建設省にもぜひ御配慮願いたいということを申し上げておきたいと思いますが、その配慮をどのように願つてあるか、もし御答弁がいただけるならば御答弁いただきたく思います。

ということを考えなければならないときが来ているように思います。この点について本委員会でもいろいろな角度で議論してきたわけですが、この点についての通産省の見解をぜひ煩わしいと思いません。

いかれるおつもりかと、どうことをコンビナートの配置の問題に関連をして、この際承っておきたいと思います。

○宮本政府委員 コンビナートという概念をどのようにつかまるかということが一つ問題がございましょう。私どもの考え方におきましては相当いましょう。

○松原説明員　先生御指摘のように、防災対策といふものは特に緊急を要するものでございますのでございまして、事業計画がまとまり、実施可能になつた場合

に、コンビナートにおきましては非常に大きな危険物が大量に貯蔵される可能性をはらんでおるわけでござりますので、それに対しまして総量規制

が複合して立地をするようなものをコンビナート

第一類第二号 地方行政委員会議録第二号 昭和五十年十月三十一日

ります。それからむつ小川原地区でございますが、ここにおきます青森県の現在の構想といたしましては、第一期分といたしまして、おおむね石油精製で五十万バレル、石油化学で八十万トン、それから火力発電として百二十万キロワットといふことでござりますが、現在なお基本計画を作成中でございまして、結論には到達しておらないと理解いたしております。

○岩垂委員 志布志の方はいまどうなっていますか。

○宮本政府委員 志布志につきましては、鹿児島県が昭和五十年二月に「新大隅開拓の方向について」という骨子を発表いたしました。この考え方には、総合的に調和のとれた住民福祉の向上の立場から環境の保全に留意し、かつ、農業、水産業等の地域産業の振興を図り、新たな産業の導入によりまして、就業機会の増大、生活環境、教育、文化環境の整備といったことを中心といたしまして、開発の基本的な考え方を示したわけでござります。しかし、この計画は開発の具体的な内容をまだ示してはおりませんで、現在その内容につきまではございませんで、その骨子に基づきまして県下の二市十七町村と意見の交換をしておる、さらにそれを集約して一つのコンセンサスを持つていこう、こういう努力中であると承っております。

○岩垂委員 まだ通産省に正式な申請という形にはなっていないということですね。

○宮本政府委員 そういう段階に至つております。

○岩垂委員 もう時間が来てしまいましたから、これでおしまいにしますが、通産省と自治省の、この法律をつくる過程の中での災害行政の一元化という問題があるわけであります。そういう点で附帯決議の中にも述べられているように、所管がばらばらになっているということは、対策を進める上で非常な問題があると各委員からも指摘をいたしているところであります。そういう点でいますぐこの法律を直してという議論にはならぬわけでありますが、通産省と自治省が一元的な防

災対策の運営について協議、合意を得るような努力をこの際要請をいたしまして、私の質問を終わりたいと思います。

○大西委員長 多田光雄君。

○多田委員 前国会で成立を見なかったコンビナート法案を再びこの委員会で審議することになったわけですが、七十五国会でもこのコンビナート法案が、一定の前進面はあるけれども、いろいろな問題点があると、同僚議員からもそれから私もかなり総合的にいろいろお伺いしたわけなんですね。その中でよいよ鮮明になってきたことは、このコンビナート、とりわけ臨海コンビナートというものが単に公害源であるだけでなく、危険物の巨大な集合体であるということがわかり、なまはんかなことではここから起きた事故を防ぐことができないということもいぶんこれは論議になつたはずなんです。特に私どもとしては、前国会でこの法案が、先ほど言いましたように一定の改良案を示してはおりませんで、現在その内容につきまではあるけれども、しかし、あすとは言えない、きよう大きな事故が起きないとも限らない既設のコンビナートに対する、抜本的な規制が行われていないという点で強い不満を申しましたし、あるいはまた、これから防災帯を含めた膨大な施設が非常に地方自治体の重荷になつていくというような意味も含めて、私ども賛成できなかつたわけです。が、このたびその法案がもとのままで出てきたといふことに對して、私どもは非常に遺憾に思つてゐるわけなんです。

そこで、昨年暮れのあの水島の事故の教訓として幾つか挙げられておりますが、これは消防庁長官も何かにお書きになつておられたと思いますが、やはりコンビナート災害に対する総合的、統一的な対処の仕方と、これがやはり多くの同僚議員からも指摘されてはいたはずなんです。これは後でまたお伺いいたしますが、残念ながらこれは必ずしもそうならない。前回、私特に陸上の問題に力を置いていろいろお伺いしましたので、今回のはそういう総合的、統一的な観点から、もつとコンビナート問題を見ていく上で、主としてき

よう海上問題からお伺いしたい、こう思つてゐるわけです。

そこで、これは消防庁にお伺いしますが、前回も聞いておりますが、その後お考えが変わつたかどうか。つまり陸の方はかなりいろいろな規制措置があるのだけれども、海でもし事故が起きたときなどいう措置をとられるのか、もう一度お伺いしたいと思います。

○佐々木(喜)政府委員 海の事故は、海面が非常に広いだけにその対応はいろいろございます。

ただ、海の事故が陸に及ぶおそれがあるというような事故の場合には、特に港湾区域の中等においても問題があるかと思つております。この場合の

現在の防災体制というものは、海上面は海上保安庁が担当し、消防機関の方は可能な限りこれに協力体制をとっていくくといふような体制でいま進んでおるわけでございます。現在の消防機関の施設等は本当の意味の海上に対応するだけの施設は準備をいたしておらないわけであります。そういう

意味におきまして、現在消防が対応し得るものには、港湾区域について海上保安庁と共同して防災に当たる、恐らくこういうことになるだろうと思っております。

○多田委員 前国会で、私ちょうど自治大臣に冒頭お伺いした。自治大臣はこういうことを言っていましたね。私は、コンビナートで最悪の事態が起きたとき、この法律でどうなんだと伺いました

○山本説明員 海上保安庁からお答えいたしました。

海上保安庁は、御承知のように海上の安全、これについて所掌いたしております。したがいまして、日本周辺の主要な港湾には海上保安部署が配置されています。また、その港湾には巡視船艇を配置いたしております。したがいまして、港湾の現況等についてはおおむね把握いたしております。しかしいま先生御指摘の、防災面から細かくコンビナートあるいはその周辺の特に石油基地等については、私ども総合的な調査をいたしておりません。

○多田委員 海上保安庁では、正直に言えば、なぜ全部救えるかということであれば、私は非常に困難であろうかと思っております。こういうことを御答弁になつておつたわけです。そしてその大きな原因として、その後に自治大臣はこういうことを言つておられるのですね。関係法令が非常に多いのだ、そしてこれは日本の政治の一つの弊害といいますか、官僚制度のある意味での弊害と言えます。そしてその種のことはいま一朝一夕にふつ切ることは非常にむずかしいのだということを自治

大臣、大変正直に私に答弁させていたわけなんです。その後、私、この法律案をつくるので消防庁もずいぶん苦労したのだろうということを言いまして、それがまだある。大臣は、官僚制度という言葉を使ったのですから。その意味では、私はこの法律案で不測の大災害を防げるという自信が本当にありなんだろうか、恐らくこれは大臣だけじゃなくて、そういう自信を持っている方は一人もないのではないかというふうに思つておられます。

そこで、ここで海上保安庁と運輸省に聞きますが、石油だとかLPG、こういう可燃性物を運搬する大型タンカーの泊地、バース、それからコンビナートの隣接港湾について、海上防災の観点から総合的な調査、統一的な点検を実施したことがあれども、これをお伺いしたいところです。そこで、これは大臣だけじゃなくて、そういう自信を持つている方は一人もないのではないかというふうに思つておられます。

そこで、ここで海上保安庁と運輸省に聞きますが、石油だとかLPG、こういう可燃性物を運搬する大型タンカーの泊地、バース、それからコンビナートの隣接港湾について、海上防災の観点から総合的な調査、統一的な点検を実施したことがあれども、これをお伺いしたいところです。

○大塚説明員 私どもは港湾の立場で申しますと、主として港湾管理者の行政についていろいろ管掌しておるわけでございますが、したがつて、実際には港湾管理者が現地の実態を一番よく存じておるわけでございます。そこで、先生いまおっ

しゃいました防災上の観点から総点検をしたことあるかということでございますが、残念ながらそういう目的をもって点検したことは実はございません。ただ、日常の業務の中において港湾管理者がそれぞれ防災上の見地からいろいろ配慮しているということはあると思います。

○多田委員 これも前回、質問したときに、海上保安庁の船谷さんがこう説明しているのです。「まだ時期的なことははつきりしたもののは置いてございませんけれども、次の国会にはぜひ『海上防災法』を出したいたい、こう言っていたのですが、保安庁は、この海上防災法の次期国会提出の準備をいま続けておりますかどうですか。

○山本説明員 先生御指摘のとおり水島の三菱石

油大量流出事故以来、特に海上の災害防止につきましての要請というのが非常に高まっておるのは御承知のとおりでございます。したがいまして私どもいたしましては、次の国会に新たに海上の防災に関する立法措置を行いたいということで、現在鋭意立法措置を行つておるところでござります。ただ、まだ成案は見るに至つております。

○多田委員 その準備中ということに対してもお話を伺つたところではござります。

○大塚説明員 過去においてすでに御協議は受けております。もちろん私どもの立場からも幾つかの御意見を申し上げております。

○多田委員 何回くらい話しあっていますか。どの程度の内容のものをやっていますか。

○大塚説明員 まだもちろん法案の体系にもなつ

ていない要綱の前段の段階で御相談を受けております。回数についてはちょっとといまここではつきり覚えていませんが、多分二回ないし三回だらうと思います。

○多田委員 消防庁は相談を受けておりますか。

あるいはまたその内容に立ち至つていろいろな意見を述べたり、あるいは聞かれたりしておりますか。

○佐々木(喜)政府委員 まだ私どもの方には御協

議をいただく段階になつておらないようでござります。

○多田委員 前国会にこの場で、次期国会に提出する準備をしていると海上保安庁が約束をしてい

るのですよ。それがいま港湾局の話を聞いてもこ

のいたらくなんです。しかも今まで事故を起

こして、いわば陸からは地方自治体とか消防庁

にすいぶんいろいろ世話になつてている。そこに何

の相談もまだしていない。国会軽視もはなはだし

いです。しかもあきたことには、海上防災法

をつくるというのに総合的な点検や調査もしてい

ない。何をつくるんだろうか、何を基準にどうい

うものを一体つくろうとしておるのか疑問を持た

ざるを得ないのです。一休次期国会までにこの法

案は——あるいは今国会で通るかもわからないが

通つたとしても片手落ちなんですよ。先ほど言つ

たように、コンビナートの災害といふものは陸か

らだけ攻めたつてだめなんです。海からもやらな

ければならない。そのため準備しますと言つて

おりながらそういう状況なんですね。一休次期国会

までに出すという腹構えでいるのか、国会答弁を

逃れるためにそういうことを言つているのか、そ

れをひとつもう一度お伺いしたいと思うのです。

○山本説明員 次期国会に提出する予定で現在鋭

意立案中でござります。

○多田委員 役人言葉で鋭意といふのは大変気に

なるのだけれども、出すということを進めている

のかどうなのか、はつきり言つてください。

○山本説明員 先生御指摘のとおりでございま

す。

○多田委員 コンビナートの災害はいま言つたよ

うに陸からだけじゃないのです。私の手元にある

この雑誌を見ますと、この数年に起きた海の事

故、大きい事故だけちょっと言ってみましよう

かわからないけれども、それをつくるべきなんだ

ということを言つておるのです。

○大塚説明員 拝見しております。

○佐々木(喜)政府委員 私どもは見ておりませ

ん。

○山本説明員 海上保安庁は見ております。

○大塚説明員 拝見しております。

○佐々木(喜)政府委員 私どもは見ておりませ

ん。

○多田委員 そこでなお海の問題で少し伺つてお

きたいと思うのです。

最初に、危険物を積んだ船が入港するバースの

問題についてお伺いしたいのですが、これは港湾

局の方ですね。大型船舶、この喫水と泊地の水深

の関係ですね、これを決めるのに何か基準がある

のか、あるいはまた法的にどういう措置をとつて

おられるのか、それを伺いたいと思います。

○大塚説明員 いまおっしゃいました泊地の水深

つたのです。それからペルシャ湾における海賊丸。それからこれは木材を運搬した船ですが小名浜港の空光丸。それから川崎港外のていむづ丸。さらに昭和四十六年十一月三十日の新潟港外のある有名なユリアナ号。さらに四十二年三月十八日、これは外国船ですが英仏海峡でのトリー・キヤニオン号。それから昨年の十一月九日のあのLPGを積んだ第十雄洋丸。さらに十二月十一日の、二名、体がぱらぱらになって飛ばされた横浜のシェル六号、これは幸いにして陸に波及しませんでしたよ。しかし第十雄洋丸のとき百数十メートルにわたって紅蓮の炎を吐きながら東京湾をさまよつたわけでしょう。幸いこれは曳航に成功しましたけれども、もしそれが失敗したなら、横浜なり川崎のタンクの近くまで行つたらどうなるのですか。たばこのガスライターに火をつけてそれをつけるようなものなんですか。これは大げさなことじゃないのです。そうであれば少なくともこのコンビナート法に並行して海上防災法をつくつて、だから総合的統一なんだと政府が言うならばある程度私も納得しますよ。主として陸の面だけのコンビナート防災法をつくり上げて、その統一的なものは灾害本部を設けて関係官庁がいろいろな協議をする、これは悪いことじゃないけれども、一体それで、大臣すらも認めているこのセクト主義の強い、官僚主義のある役所を総合的にまとめていくるかどうか。国民だけじゃなくてあなた方が自身が一番よく知っていると思う。そのむずかしさは。だから私が声を大にして言うのは、どうしてお伺いしたいのですが、それがごらんになつたかどうかお伺いしたいと思います。

○山本説明員 海上保安庁は見ております。

○大塚説明員 拝見しております。

○佐々木(喜)政府委員 私どもは見ておりませ

ん。

○多田委員 そこでなお海の問題で少し伺つてお

きたいと思うのです。

最初に、危険物を積んだ船が入港するバースの

問題についてお伺いしたいのですが、これは港湾

局の方ですね。大型船舶、この喫水と泊地の水深

の関係ですね、これを決めるのに何か基準がある

のか、あるいはまた法的にどういう措置をとつて

おられるのか、それを伺いたいと思います。

○大塚説明員 いまおっしゃいました泊地の水深

一応把握することができます。

それから入港してまいりました場合には、荷役等の場合、巡回船艇が見回ることになつております。

○多田委員 理屈では可能であつたとしても、それが厳重に守られているかどうかはこれはまた別な問題なんです。

そこで私港湾局にお願いしたいことは、もし今度海上防災法をつくられる場合には、この水深の問題について、ぜひひとつ最低限、皆さんとのこの省令で書いておられることを守るような具体的な手立てというものを作海上防災法に入れてもらいたい。入れるように努力してもらいたい。これはあなた個人だけで言えるものじゃございませんが、国際的なパイロット協会がありますね、ここ的基本準はもつと大幅なんですよ。しかもそれがたとえばイギリスなんかでは、いま聞きますといふと常になつていて、慣行としてやられている。せめてこの水準でやるよう手直しができないものかどうか。とりわけ日本に入る船の半分以上が外国船だ。いわば日本の重要港湾と言えば国際港と言つてもよいでしょう。そうであれば、国際的にその安全を見込んだ慣行としてやられているようなものを、日本の特にコンビナート地帯の重要な港湾に適用していくということは、これは防災を第一とするならば、私はごく常識的なことだと思うのですが、その点どうでしようか。

○大塚説明員 非常な貴重な御意見として承りましたので、今後海上保安庁ともいろいろの御協議させていただきます。おまけに、検討の大好きな材料にさせていただきたいと思います。

○多田委員 それについて海上保安庁の御意見をちょっと伺いたい。

○山本説明員 巨大船等が日本の東京湾、伊勢湾、瀬戸内海に入港いたします場合には、海上交通安全法の規制を受けて入港してくるわけでございます。したがいましてこの規制の中に、たゞ申し上げるとおり余裕水深については指示をす

るという規定がすでにござります。したがいまし

て、この規定によりましてしかるべき余裕水深を出し、適宜そのチェックをすることが可能であります。

○多田委員 理屈では可能であつたとしても、そ

れが厳重に守られているかどうかはこれはまた別な問題なんです。

そこで私港湾局にお願いしたいことは、もし今度海上防災法をつくられる場合には、この水深の問題について、ぜひひとつ最低限、皆さんとのこの省令で書いておられることを守るような具体的な手立てというものを作海上防災法に入れてもらいたい。入れるように努力してもらいたい。これはあなた個人だけで言えるものじゃございませんが、国際的なパイロット協会がありますね、ここ的基本準はもつと大幅なんですよ。しかもそれがたとえばイギリスなんかでは、いま聞きますといふと常になつていて、慣行としてやられている。せめてこの水準でやるよう手直しができないものかどうか。とりわけ日本に入る船の半分以上が外

國船だ。いわば日本の重要港湾と言えば国際港といふと思います。

○多田委員 それはひとつぜひお願ひしておきた

いと願います。

○大塚説明員 それから、これは海運局の方かな。

危険物を積んだ船が入るバースと隣接するコンビナートもし

くは石油タンクだと住宅地域との間の距離につ

いて、いま法的な基準なり規制というものがある

でしょうか。

○多田委員 具体的な基準は現在ございません。

○大塚説明員 もう一つ伺います。

○多田委員 いま言つた危険物を積んだ船がバースに着いて

いる場合に、隣接する船との間隔、これに規定があ

るでしようか。

○山本説明員 現在のところ船と船との間隔を幾

らにするかというような規制はございません。し

かし一応一つの危険物積載船から三十分メートルを離隔するという行政指導を行つております。

○多田委員 これは次官お聞きのとおりですね。

陸上では、ともかく不十分であつても住宅との間

に一定の間隔があるわけですよ、これも問題になつているところですがね。船の場合それがない。

○山本説明員 巨大船等が日本の東京湾、伊勢

湾、瀬戸内海に入港いたします場合には、海上交

通安全法の規制を受けて入港してくるわけでござ

います。したがいましてこの規制の中に、たゞ

申し上げるとおり余裕水深については指示をす

一でのグラント・キャンプ号という船の大事故、これは語りべきのように皆さんから伺つています。

これが語りべきのように皆さんから伺つています。私もパンフレットを見てあれなんですけれども、爆発して対岸の町までやられちゃつたのですね。驚いたことに一マイル半、これは私英文でも読ましましてもらつたのです。一マイル半内のビル建

物が二千三百十八個全部やられ、五百人以上の命を失つたのです。そして港内にあつた十数隻の船がだめになつた。そしてその威力が出ていまし

たね。五トンのいかりが七百メートル飛ばされ

た、しかも二連のいかりのくさりとともに。これ

がいまでも置かれているというのです。こうい

う大きな事故がすでに三十年前起きているのです。

そうだとすれば、これは海上防災法に住宅との距離、船と船との間隔——いま規定がないというの

だから、それにはまだ三十メートルのブイを置く

ぐらいなんでしょう。ポンポンポンと火を噴くボンボン蒸気が入らないことにしてるぐらいでし

ょう。——うなずいているからそうだらうと思

う。そういうことです、これは幾ら陸の方で消防署の皆さんのが努力してみたってどうにもならない

のです。私はこれはこけおどしで言つてゐるのじ

やしないのです。こういう灾害は一度起きたら原爆

と同じことで大変なことになるからなんです。絶

対起こしてはならないから言つてゐるのです。そ

れをやって初めて陸と海とを総合的、統一的にや

る上で一步進んだと言えるから、それをお願いし

ているのです。そういう意味で船と船との間ある

いは危険物を積んだタンカーと陸上のタンクだと

かかるいは住宅街との距離、これを含めて海上防

災法をつくるべきにはひとつぜひ入れていただきたい、こう思うのですが、どうでしようか。

○山本説明員 先生御指摘の点につきましては慎

重に検討いたしてまいりたいとは思いますがれど

も、現在二十万トン等の原油タンカーが入つてしまつますバースというのは、一点係留ブイとかシ

ーパース、こういうものに着いております。した

がいまして、こういう船が並んで着岸しておる、

そういう状態にはなつております。そういう原

油タンカー等の荷役のバースを決定いたします際に、そういう安全問題については慎重に考慮を払つておるところでございます。

○多田委員 海上保安庁の回答はちょっと一サイ

クルおくれているよ。シーバースだから大丈夫だ

というような言い方なんだが、皆さん、シーバー

スでこんな事故が起きたらどうなるのですか。だ

から繰り返し言つているのは、シーバースはかな

り離れていましたから距離の上では安全のよう思

えるけれども、そういうものを横浜のシーバース

に行つて見てもらなさい。すぐ手にとるよう

であります。付近に船も航行しているわけでし

ょう。だからそれらを総合して考えてくれとい

ことを私は言つてゐるのです。

さて、そこでいま私が伺つたのはバースについ

てなんですが、今度は入港したときの安全対策で

す。これは入港する場合にどういう安全対策をい

ます。これは入港する場合にどういう安全対策をい

以下に抑えるとか、風速が十五メートル以上になりますと荷役を中心とするとか、その他オイルエンスを展張させる、あるいは油処理剤を準備せるとか、あるいは着棧中、あるいは荷役作業中は火気、火を使うような作業は行わせないと、其他細かい注意を払って安全を確保するとか、そういうった指導をやつております。

○多田委員 いろいろ御説明いただきました。

そこで私は、海上防災法をつくる場合にぜひひとつ御検討願いたい何点かを項目だけ挙げておきます。

一つは入港する場合の進路警戒船がありますね。それから消防艇の配置がある。これはひとつぜひ、いまもついておりますけれども、もつと數をふやすように、たとえば二十万トンクラスの船が入る場合に、消防艇なんかはその船に見合った消防艇になつていいかどうか、二十トンか三十トンの小型の消防艇でいいのかという問題もあるわけです。

それから二番目は航行管制のあり方の問題がありますね。

それから三番目は水先人を強制的に置かせるという問題、それからいま話した気象、海象の問題、これらを総合的にせひひとつ入れていただきたい。これは要望として述べておきます。

それから停泊中の安全の問題なんですが、タグボートはいざ緊急のときに一体何分くらいで来れますか。あるいはまた何分以内に行けといふうな指示や規定がありますか。

○山本説明員 二十五万デッドウェートトン以上の大型タンカーが着棧いたしておる場合には、タグをそのそばに置いて警戒をするということをいたしておりますけれども、それ以外のタンカーにつきましては現在そういった指導あるいは規制をやつております。

○多田委員 これはさつき述べました海員組合の調査なんですが、調査した人が言っています。これは個別に聞いたので、水深その他の客観的な海図に載つたものと違つて、若干主觀が入るかもわ

からないと言つておりますが、この資料を見ますと、いざ緊急の場合タグボートが来るのに一時間かかるところもあるし、東京湾のように早くすぐ来るところでは零分というところもある。これはそばにいるからでしょう。さまざまなんです。ですからこういう問題も非常に細かいように見えますけれども、実は大事な問題なんです、この水島の問題を見て。そういうタグボートが、事故が起きたときに、たとえばこの港であれば十五分かかり大変ですけれども、しかしそれだけにどうするかという措置を含めて検討していただきたい、こう思うのです。

それからこういう問題もあるのですね。企業の桟橋に着くでしょう。そして水島にもあつたそういう問題で、船に事故が起きたというので、船員が外出していたのが飛んできました。そうしたら企業はなかなか入れないというのだ。船員なしで動くわけにはいかぬでしよう。こういう事態もあるのです。ですからそれらを含めて二十万トンタンカーに限らずこういう危険物を積んでいる船が入港するところでは、入港時だけじゃなくて停泊中あるのは出港する場合も含めて、タグボートの問題を含めて、私はきちんとした対策をひとつとつていただきたい。

それから、これは消防艇長官にお伺いしますが、停泊中の船にそういう火災なり爆発があつたときには、陸上の防災設備というものはどういうふうになつていいのでしょうか。

○山本説明員 接岸をして停泊中の船につきましては火災が発生いたしました場合には、これは消防の責任ということになつております。したがいまして、そういう船舶に対応する消防施設といふものは、陸上からの消防自動車、それから海上の消防艇、これによりましてその防災活動を行なうということになるわけであります。ただ、コンビナート地域等におきまして、この接岸する部分について防災施設といふものが現状のままでいかどうかという点につきましては、現在検討い

たしておりますが、特別防災施設としての規制を強化をしていきたいというふうに考えております。

○多田委員 その規制の場合、やはり船によつて大きさは違いましょうし、ひとつせひそれは、私、後日もっと詳しくお伺いしたい、こう思つております。

そこで、いま海上の問題聞いてまいりましたが、まあ一定の手は打たれていると思うのですが、私が何点か大ざっぱに申し上げた、しかしながら大変ですけれども、しかしそれだけにどうするかという措置を含めて検討していただきたい、こう思うのです。

それからこういう問題もあるのですね。企業の桟橋に着くでしょう。そして水島にもあつたそういう問題で、船に事故が起きたというので、船員が外出していたのが飛んできました。そうしたら企業はなかなか入れないというのだ。船員なしで動くわけにはいかぬでしよう。こういう事態もあるのです。ですからそれらを含めて二十万トンタンカーに限らずこういう危険物を積んでいる船が入港するところでは、入港時だけじゃなくて停泊中あるのは出港する場合も含めて、タグボートの問題を含めて、私はきちんとした対策をひとつとつていただきたい」ということです、さてこうなるといふと、やはりもとに返つてくるのは、総合的、統一的な指導の問題なんですよ。

そこで、これは長官に伺いますが、今度の法律案で防災本部をつくるということで、現地の知事がその長になる、そしていろんな防災計画だとかいろいろ規定もありますし、あるいはまた現地の防災本部もつくるというふうになつているのですが、これで、私いま言つたように、海から災害が波及するというようなことの場合対応できるのだろうか。対応できるというおつもりでつくられたと思うのですが、なおどういう点に不備があるのか、これをひとつお話ししていただきたいと思うのです。

○佐々木(喜)政府委員 これが長官に伺います。運輸省なり保安庁なりで準備中ということですが、どういうふうなことをお考へになつていますか。

○多田委員 これは運輸省なり保安庁なりで準備中ということですが、どういうふうなことをお考へになつていますか。

○山本説明員 先刻申し上げましたとおり、現在のところまだ成案を得ておりませんので、どういふうにいたしたいと思ひますといふところまでお考へになつています。

○多田委員 これは運輸省なり保安庁なりで準備中ということですが、どういうふうなことをお考へになつていますか。

○佐々木(喜)政府委員 これは運輸省なり保安庁なりで準備中ということですが、どういふうなことをお考へになつていますか。

○多田委員 これは運輸省なり保安庁なりで準備中ということですが、どういうふうなことをお考へになつていますか。

○佐々木(喜)政府委員 コンビナート防災法においては、二、三の海上に必要な防災施設、防災資機材の設置を義務づけるということにいたしておりますけれども、これの考え方は、どちらかといふと、陸上に発生いたしました災害を海の方に及ぼさない、海に出ましても最小限度、陸に近いところで防ぐ、こういう観点からの防災資機材等の設置義務を考えておるわけであります。した

てくる、こういうものにつきましては、現在考えておりますのは、岸壁部分について特定防災施設等義務づけを行いまして、現在は単に油を搬入搬出をする、その施設部分について消防用設備等が設置づけられておるわけありますけれども、船全体が火災になつた場合にタンクヤード等の関係をどう防ぐかという、この点について検討する必要があります。そこで、いまその内容を詰めていきますと、いざ緊急の場合タグボートが来るのに一時間かかるところでは零分というところもある。これはそばにいるからでしょう。さまざまなんです。ですからこういう問題も非常に細かいように見えますけれども、実は大事な問題なんです、この水島の問題を見て。そういうことで、いまその内容を詰めていきますが、まだ海上から陸上に波及してくる部分についての詰めは十分でございませんで、この辺が、運輸省の方で海上防災法を立案されます段階におきまして、私どもの方とその関係を詰めていく必要があるというふうに考えておるわけでございます。

そこで、いま海上の問題聞いてまいりましたが、まあ一定の手は打たれていると思うのですが、私が何点か大ざっぱに申し上げた、しかしそれは皆さんにしてみればあるいは細かいことかと思われるが、まさにそこが大事なところなんですね。そういう面で、運輸省にして海上保安庁にしても海上保安庁にしても、これからつくるわけだから、しかし運き出していくのが飛んできました。そうしたら企業はなかなか入れないというのだ。船員なしで動くわけにはいかぬでしよう。こういう事態もあるのです。ですからそれらを含めて二十万トンタンカーに限らずこういう危険物を積んでいる船が入港するところでは、入港時だけじゃなくて停泊中あるのは出港する場合も含めて、タグボートの問題を含めて、私はきちんとした対策をひとつとつていただきたい」ということです、さてこうなるといふと、やはりもとに返つてくるのは、総合的、統一的な指導の問題なんですよ。

そこで、これは長官に伺いますが、今度の法律案で防災本部をつくるということで、現地の知事がその長になる、そしていろんな防災計画だとかいろいろ規定もありますし、あるいはまた現地の防災本部もつくるというふうになつているのですが、これで、私いま言つたように、海から災害が波及するというようなことの場合対応できるのだろうか。対応できるというおつもりでつくられたと思うのですが、なおどういう点に不備があるのか、これをひとつお話ししていただきたいと思うのです。

○佐々木(喜)政府委員 これが長官に伺います。運輸省なり保安庁なりで準備中ということですが、どういふうなことをお考へになつていますか。

○多田委員 これは運輸省なり保安庁なりで準備中ということですが、どういふうなことをお考へになつていますか。

○佐々木(喜)政府委員 これは運輸省なり保安庁なりで準備中ということですが、どういふうなことをお考へになつていますか。

○多田委員 これは運輸省なり保安庁なりで準備中ということですが、どういふうなことをお考へになつていますか。

○佐々木(喜)政府委員 これは運輸省なり保安庁なりで準備中anych

次官、いま海上保安庁の方からも伺つたのです

が、仮に海上防災法ができたとしても、それはそれでまだけつこうなことです。しかし陸上の、いま審議しているコンビナート防災法、そしていま長官もおっしゃつたけれども、この法案は主としてやはり陸上を中心としたものだ、海上防災法は海上を中心したものだ。そうすると海陸を統一してやっていくと、いうものは、防災本部長が現地の知事だというだけでは、私は本当の統一したものがになつていかないのじやないか。まさにそこがいろいろな、民間からも問われている問題なんです。どうやって海陸を統一してやるのか、これはなかなかむずかしい問題なんですが、ぜひひとつこの問題について政府としても検討していただきたいというふうに、私もこれは希望として述べておきます。

そこで最後に消防艇の問題をちょっとお伺いしたいのですが、前回ここで同僚議員から保安庁に

対して消防艇の質問があつたのですが、そのとき船谷という説明員の方が、海上保安庁で消防艇は

大型、中型を含めて、それ専門のものが十一隻

だ、その後ちょっと半年近くかかっていますから

ふえているかもわからぬいけれども、大型が三隻

ですね。それについてこう言つておるんですね。

消防能力についてはまだまだ足りないと考えて

おります。しかしながらなかなか予算措置上、たとえばわれわれいろいろな任務を持っております

が、「云々と、予算措置のこと」とおられるのです。

東京湾あるいは伊勢湾などの重要な港

湾に対しても消防艇を増強するお考えを持つて

いるのか、あるいはどの程度の規模のものを持つ

ているのか、これひとつ伺いたいと思うのです。

○山本説明員 消防艇につきましては、海上保安

庁といたしましては今後大型の消防船を増強いた

してまいりたい、そのように考えております。た

とえば私どもの希望いたしましては、五十一年度予算の中におきましても大型の消防船を何とか

いただきたい、そのような希望を表明いたしつつある段階でございます。それで、東京湾、伊勢湾

あるいは大阪湾等におきましてどれぐらいの消防

船を整備するかという点につきましては、私ども

現在検討を鋭意進めております。したがいまし

て、大型船は何隻、中型船は何隻、そういうことをただいま申し上げられない段階でございますけ

れども、いざれにいたしましても官民の消防力を何とかふやしてまいりたい、そのように考えてお

ります。

○多田委員 大型というのは二百トンクラスですか。

○山本説明員 海上保安庁が持つております大型

消防船と申しますのは、総トン数が百九十九トン、消防能力といつしましては、ポンプの能力が一時

間千七百四十五トンほどの能力がござります。あわ

を出します場合には一分間に大体十三トン程度、

水を放出することができる能力がござります。

それで、この消防船は、建造いたします際の規

格といたしましては、タンカーのサイドタンクの

面積が約五百三十平米というの目標にしてこれ

を消滅する、そういう能力を備えております。こ

の五百三十平米と申しますのは、大体現在つくら

れております二十万トンタンカーも、おおむねそ

のサイドタンク一個の面積はその程度でございま

す。

それから接近し得るかどうかという点につきま

しては、消防船は、御承知と考えますけれども、

船の周りを水滴で覆うといいますか、自噴するとい

りますか、噴霧装置というものを備えておりま

す。噴霧によりまして船を覆いまして、それから

火点に接近する、そういう装置がござります。し

たがいまして、相当の火力のところまで接近する

ことができるという設計になつております。

次に、大型タンカーの火災の場合に重要なことは、消防のノズルの高さということございま

す。御承知のように、タンカーは半載の状態にな

りますと相当の高さがあります。デッキの上まで

相当の高さになるわけです。したがいまして、こ

の消防船は十五メートルのやぐらを持っておりま

す。そのやぐらの上にあわの放射を行いますノズ

ルを備えております。こういうことで、消防船と

いたしましては、世界でも有数の能力を持つてお

りますといふうに私どもは自負しておる次第であります。

○多田委員 問題は、いま消防船長官が言つたよ

うに、これは船だけじゃなくて、油の場合は海面

に広がるというおそれを持つておるのですよ。そ

れが一つの問題。それからいま一つは、二十万ト

ンタンカーになると相当大きなものですね。ノズ

ルの問題出でたでしよう。ノズルを高くすると、

そうかもしれないけれども、これは専門家はそ

も、どちらから放射をするかということによりま

すが、この間の第十雄洋丸等になりますと、火災

面が非常に広がって、海面におきましても火災が

発生しているという状況になりますと、その段階

におきましては風上から消防作業に当たるという

ことは可能な場合があるかと思いますが、火災面

が非常に大きい場合には、この五十メートルの飛

距離では非常に防御が困難であるというふうに考

えております。

○山本説明員 大型タンカーの火災の場合に現有

の消防艇で大丈夫かという御質問だと思いますけ

れども、私が先ほど申し上げましたとおり、あわ

の量につきましては対応するだけの能力がござい

ます。

それから接近し得るかどうかという点につきま

しては、消防船は、御承知と考えますけれども、

船の周りを水滴で覆うといいますか、自噴するとい

りますか、噴霧装置というものを備えておりま

す。噴霧によりまして船を覆いまして、それから

火点に接近する、そういう装置がござります。し

たがいまして、相当の火力のところまで接近する

ことができるという設計になつております。

次に、大型タンカーの火災の場合に重要なことは、

消防のノズルの高さということでございま

す。御承知のように、タンカーは半載の状態にな

りますと相当の高さがあります。デッキの上まで

相当の高さになるわけです。したがいまして、こ

の消防船は十五メートルのやぐらを持っておりま

す。そのやぐらの上にあわの放射を行いますノズ

ルを備えております。こういうことで、消防船と

いたしましては、世界でも有数の能力を持つてお

りますといふうに私どもは自負しておる次第であります。

○多田委員 ノズルの高さは、これはノズルを

なるべく下向きにといいますか、ともかく上向き

に放射しなくて、下向きに放射するということが

その有効な使用に絶対の条件になるわけでありま

す。したがいまして、タンカーの上甲板以上の高

さにノズルの位置をもつていく、そのためにはそ

ういうやぐらをつくつておく、こういうことにし

ます。

それから接近し得るかどうかという点につきま

しては、消防船は、御承知と考えますけれども、

船の周りを水滴で覆うといいますか、自噴するとい

りますか、噴霧装置というものを備えておりま

す。噴霧によりまして船を覆いまして、それから

火点に接近する、そういう装置がござります。し

たがいまして、相当の火力のところまで接近する

ことができるという設計になつております。

次に、大型タンカーの火災の場合に重要なことは、

消防のノズルの高さということでございま

す。御承知のように、タンカーは半載の状態にな

りますと相当の高さがあります。デッキの上まで

相当の高さになるわけです。したがいまして、こ

の消防船は十五メートルのやぐらを持っておりま

す。そのやぐらの上にあわの放射を行いますノズ

ルを備えております。こういうことで、消防船と

いたしましては、世界でも有数の能力を持つてお

りますといふうに私どもは自負しておる次第であります。

○多田委員 ノズルの高さは、これはノズルを

なるべく下向きにといいますか、ともかく上向き

に放射しなくて、下向きに放射するということが

その有効な使用に絶対の条件になるわけでありま

す。したがいまして、タンカーの上甲板以上の高

さにノズルの位置をもつていく、そのためにはそ

ういうやぐらをつくつておく、こういうことにし

ます。

それから接近し得るかどうかという点につきま

しては、消防船は、御承知と考えますけれども、

船の周りを水滴で覆うといいますか、自噴するとい

りますか、噴霧装置というものを備えておりま

す。噴霧によりまして船を覆いまして、それから

火点に接近する、そういう装置がござります。し

たがいまして、相当の火力のところまで接近する

ことができるという設計になつております。

次に、大型タンカーの火災の場合に重要なことは、

消防のノズルの高さということでございま

す。御承知のように、タンカーは半載の状態にな

りますと相当の高さがあります。デッキの上まで

相当の高さになるわけです。したがいまして、こ

の消防船は十五メートルのやぐらを持っておりま

す。そのやぐらの上にあわの放射を行いますノズ

ルを備えております。こういうことで、消防船と

いたしましては、世界でも有数の能力を持つてお

りますといふうに私どもは自負しておる次第であります。

○多田委員 ノズルの高さは、これはノズルを

なるべく下向きにといいますか、ともかく上向き

に放射しなくて、下向きに放射するということが

その有効な使用に絶対の条件になるわけでありま

す。したがいまして、タンカーの上甲板以上の高

さにノズルの位置をもつていく、そのためにはそ

ういうやぐらをつくつておく、こういうことにし

ます。

は思つておらぬですよ。消防艇は一気に何十そ
もつくれないけれども、やはり計画的に東京湾そ
の他でつくる必要がある、大型で。その意味で私
ちょっと提案があるのでですが、その前に、大型船
一隻つくるのにどれだけかかりますか。

○山本説明員 現在三億程度かかるかと存じま
す。

○多田委員 そこで次官、事は商売の話ですが、
国際的な捕鯨問題でかなりキャッチャーボートが
一隻はかなり大きいのです、五、六百トンく
らいになりますが、いま捕鯨の統合の問題で、捕
鯨統合会社というのをつくるという話、これは新
聞で出でおりますがね。そこが、ある造船会社、
これは名前を後で個別にでもよろしいのですが、
それを消防艇に切りかえるのに幾らかかるかとい
うを設計をさせたというのを聞いているので
す。それによりますと、まあ中古船ですから一隻
それをつけて約一億円と聞いています。これ
は皆さんお聞きになつているのかどうかわかりま
せんが、そうなりますとこれは一挙両得、一石三
鳥ですか。それで大体二百トンぐらいですね、捕
鯨船ですから遠洋も間に合うわけで、同時に、こ
ういう不況下で海員の方も職を失うという方もか
なり出てくるわけですね。大体数年で十五隻くら
いこれがあくと言わっているのです。だからそ
ういうことも含めて、私は消防艇の問題をひとつ、
三億の三分の一ができるというふうに言われてい
るわけですから、これもひとつ検討材料にしてい
ただきたいということをお願いしておきたいと思
います。

世界最大級の話からいろいろ伺つたのですが、
私が、最後にこの法案について、一言私の態度を述
べておきたいと思います。

前回相当網羅的にやりましたので、今回は特に
海陸一体、総合的なということで、主としてこの
委員会で運輸省と海上保安庁にお伺いしたわけで
すが、お約束どおり次期国会には必ず海上防災法
を出していただくというふうにしていただく。そ
してこの法案については、全く同じものであり、
ございましたので、それではとりあえずできるのは

私たちとしては先ほど申し上げましたように、や
はり一番危険を包蔵している既設コンビナート、
これに対する抜本的な対策がとられていない、あ
るいは地方自治体に非常に大きな負担がかかる問
題、あるいは統一的な指導の問題にしてもまだま
だこれは考えてみなくちやならない問題がある、
その他等々あわせまして、これはなかなか賛成で
きがたい法案である、これは棄権せざるを得ない
という私たちの党の態度を申し上げまして、私の
質問を終わりたいと思います。

○大西委員長 小濱新次君。

○小濱委員 先国会では石油コンビナート等灾害
防止法案の審議が尽くされ、最終段階で廃案にな
ったことは、今日の複雑多様化したコンビナート
地帯の実情から見て、非常に残念であったと考え
るわけでございます。今回、再び審議の機会を得
ましたので、幾つかの点について確認をし、政府
の見解をただしたいと思います。

そこで、まず政務次官にお尋ねをいたしたいと
思いますが、コンビナート災害対策の根本的問題

は、最悪の場合、そういう場合でも災害を市街地
に及ぼさない策を講ずることであると考えておる
わけですが、そのためには、石油類、高圧ガス類
の巨大集積を避けるための総量規制を行うことが
必要である、こう考えておるわけでござります。

この点、本法案には何も触れていないようだが、
どうお考えになつておられますか。

○左藤政府委員 総量規制という問題は、それで
はどのぐらいの総量であればいいというような問
題もござりますし、そういった検討も非常にむず
かしい問題もござります。それから既設の問題と
いうことで、すでに前国会においていろいろ御
審議いただきましたが、既設のものに対します規
制というか、それをすつかりやりかえてしまうと
いうことも実際問題として非常にむずかしい問題
もござります。そういう意味におきまして、と
かく御指摘のような考え方を進めるということを
は、現実の展開という点で非常に困難なことがござ
りましたので、それではとりあえずできるのは

○佐々木(喜)政府委員 一つのコンビナートだけ

何かということになりますと、大規模な地域を指
定して、その中において一つの防災計画を定めて
災害を防ぐという体制をつくるということにある
うかと思います。そういうことに着眼して今回
の立法を図つた、このように御理解いただきたい
と思います。

○佐々木(喜)政府委員 ただいま政務次官から申
し上げましたように、コンビナート地域の総量規
制というものは、その立地条件等によりまして非
常に差があるわけでありまして、一律的な総量規
制ということは、現実問題として非常に困難では
ないだろうかというような感じがいたします。た
だ、別に資料で差し上げておりますように、消防
法関係の政省令の改正による規制の強化というこ
とをいま予定をしておるわけありますが、この
規制を強化することによりまして相当大幅な総量
規制が現実的には行われてくる、こういうことに
なるであろうかというふうに考えております。

○小濱委員

この保安距離、保安空地等の問題につきまして
は、十分輻射熱等の計算をいたしまして、その基
準を定めていく、あるいはまた、一防油堤におさ
める油のタンクの総量を規制をしていく、こうい
うことによりまして現実的な総量規制が行われ得
るというふうに私は考えております。

○左藤政府委員

料で差し上げてありますように、消防法関係の政
省令の改正事項の概要というところで、従来の保
安距離あるいは保安空地に関する規定について、
相当大幅な改正を行なうことを予定をいたしており
ます。したがいまして、通常のタンク火災等が発
生いたしました場合には、まず原則的には市街地
には及ぼさないというような対策を講じていくつ
もりであります。

○小濱委員

たた、こうした災害が非常に広範囲に起きました
場合、これはやはり現在、消防法関係の政省令
だけの保安対策ということでは不十分な面がある
わけでありますので、これらにつきましては、こ
の法案による防災緑地の設定というようなこと
でこれに対処しなければならないということになる
わけであります。けれども現在、既設のコンビ
ナートにつきましては、防災診断というものの実
施を急ぐことにしておりますので、これらの
防災診断を行うことによりまして、それぞれの地
域に適合した保安対策というものとつてまいり
たいというふうに考えております。

○小濱委員

いろいろ御答弁をいただきまして、

総体的に用意があるというふうに理解いたしまし

た。ぜひひとつこれは実現の方向に努力をしていただきたい、こういうふうに思います。

ら、こうしたいろいろな保安関係その他につきましての行政処分をそれぞれ行います場合には、お互いにその重要なものについては通報し合って、それぞれの行政の内容を府県知事も市町村長も十分知つておくというような連絡のための規定が設けられたわけであります。

それで一たん事故が発生しました場合に、それだけ小さい範囲に抑えていくという活動は、保安の面から見ますといふと保安活動の一環にもなるわけあります。そうした事故が他の施設等に波及をしていかないよう抑えしていく、れはどうちらかというと災害防除活動になつてくるだろうと思ひますが、そういう意味におきましての防災活動といふものはこれは消防機関が行なうということは現在の法律の上でも明らかであるわからであります。ただ、こうした高圧ガス施設等に

○小濱委員 ひとつこの一元化という問題については、これから一層努力をしてもらわなければならぬ一つの問題点であると思いますが、よろしく御検討をお願いしたい、こう思います。

きましての保安活動が、どこまでが保安活動で
り、どこまでが災害防除活動であるか、その辺
境界線がやや不明なところもございますし、さ
にまた事故発生の際の活動といふものは、どう
もその施設の特殊性に応じた事故拡大の防止
活動が行われなければならないということになる
けでありますので、境界線のあたりが非常にむ
かしいところでありますけれども、その事故が
きな災害になる、その面からの活動は消防機関
担当して、こういうこととなるごうと思

○小瀬委員 消防行政の水準の格差、これはわ
ります。先ほど長官が言われましたけれども、
いろいろ実績の積み重ねとか、あるへまごと、
ます。

しかし、実績の積算額が、なかなか伸び悩んでおり、
術水準の面からむづかしいので無理があるとい
ことでしたけれども、もう指定都市などは相当
績の面からも、水準の面からもすぐれた実績、

術、それから設備を得て いるわけですね。そ
ういう点から、むずかしいだろうけれども、指定
市からでも何か一つの足がかり的な道を開いて

く、そういう段階的に移行していくというよう、形のものができないかどうか。いろいろ格差はあるだろうけれども、すぐれたところから手をつら

たらどうか、こういう考え方についてはどういふ御見解をお持ちでしようか。

○佐々木(喜)政府委員 一般的に申しますと、指摘のように、現在指定都市の消防機関の技術準というものは相当高いわけでありまして、十
に高压ガス行政についても耐えられるだけの、

コンビナート地帯を視察をいたしました。もちろん川崎も千葉にも伺いましたけれども、こうした現地を視察をいたしまして、企業の方々と懇談をいたしました。その中に、その設備を完全にもう終わつたというところ、それから早くできるとう企業、いろいろと声が出てまいりました。この導などの方法でこの期間を早めるように指導する必要があるうかと思いますし、またいろいろと内容的にはむずかしかろうと思ひますけれども、やはりその意志が強固でなければ、この問題の推進はなかなかできないであろうとも感ずるわけですですが、ひとつ何らかの方法で努力をするということの消防庁の考え方をもう一度聞かしていただきたいと思います。

す。できますものは大体一年の間に全部やらせ
る、こういう方針でございます。
○小濱委員 いろいろと御苦心はわかるわけですが、ともすれば一つの事故で大きい人命、財産を失うこともありますので、特にひとつ御努力をお願いしたい、こういうふうに思います。
次に二十二条であります、石油コンビナートなど特別防災区域協議会の設置は、当該区域の特定事業者が共同して協議会を置くよう努めなければならぬと努力規定になつてゐるわけでござります。特殊災害対策のためにはこの協議会は非常に重要であることは申すまでもないことであります。が、これは努力規定でなく、さらに強化した設置を義務づけるための義務規定にすべきではないか、こういうふうに私どもは考へておるわけですが、この点について政務次官からお答えいただきたいと思います。

置されるるということもわれわれとしては期待できると思いますので、そういう面でこの二十二条をとにかく設けて、そして実効の上がる形でわれわれは期待したい、このように考へておるところです。

○小濱委員　さらにはいまの問題で長官からお答えいただきたいと思いますが、御存じのように関係都市では行政指導によつて実質的な協議会がすでに発足をしておるわけです。この点からも義務規定にしても問題はないというふうに私どもは見てゐるわけですが、真剣に対処方を考えるならば、当然これは義務規定にすべきではないか、こういうふうに考へておるわけですが、これは長官にお尋ねいたしたい。

○佐々木(喜)政府委員　この特別防災区域を構成いたします企業といふものは、その地域によつていろいろでござります。また特別防災区域のいわば範囲の区切り方等もいろいろございますが、やはりこれらにつきまして特別防災区域協議会といふものをどういう形で設けるかということは、各府県に防災本部が設置され、そのコンビネートの防災計画が策定されます段階におきまして、どういう形でこの協議会を設置するかということは十分に規定をさせていきたい。規定をいたしますれば当然にこの協議会は設置をされるということになるわけであります。そうした地域の実情に応じた防災計画の策定の過程におきましてこの協議会は現実的にこれを設置をされるよう指導していただきたいというふうに考えております。

○小濱委員　努力規定であるとか、準義務規定であるとか、義務規定であるとか、いろいろと言葉はあるわけでございますが、できない、そういう現地の実情ではない。実質的にはもうすでに行つておる地域もあつて問題はないんだからやるべきだと私どもは考へておるわけですが、御答弁いたしましたので、どうかひとつそういう方向で努力をしていただきたい、こういうふうに思いました。

「通報義務」について。
タンク事故など異常現象の通報を必ず消防機関に行なうことになっているわけでございますが、これを受けた消防機関は非常に軽微なものも、軽微ということはささいなものもということにもなりますが、防災本部や警察署、海上警備救助機関へ通報しなければならないことになつてゐるわけでございます。そこで非常にこの事務が繁雑になることが予想されるわけでございますが、消防機関からの通報は防災本部だけにしてはどうか、そして状況に応じて関係機関に通報するように、異常現象の範囲とか程度を定めたならばどうか、こういうふうに考えるわけでございますが、この点はどういうふうにお考えになつておられましようか。これは長官からお願ひします。

○佐々木(喜)政府委員 二十三条の第二項に規定がござりますように、この異常現象の通報がありました場合には、石油コンビナート等防災計画の定めるところにより通報する、こういう規定になつておるわけであります。したがいましてその計画を定める際に、いろいろな被害想定というものを、事故の想定を行なうわけでありまして、こういう事故の場合にはどういう機関に通報するかといふことがこの防災計画の中で具体的に実際的に定められる、こういうことになるわけでありますので、すべての異常現象につきましてあらゆる関係機関に通報するというようなことは必ずしもならないわけであります。そういう意味におきましては、この防災計画の定めるところによつて通報していく、こういうことになるわけであります。

○小濱委員 指示、命令、号令とか伝達だとかいふことは、そのまま伝わるということは恐らくないはずであります。そういう点でどういう形で通報されていくのか。軽微なものとかささいなものだと、いろいろが間違え伝えられて大きな出動に転じていく場合もありますし、そういう点では何か異常現象の範囲といふものをもう少し現場に即した的確な判断をして指示、命令、号令を与えていく、こういう形で、何か義務的に通報すれば

通報義務」について。

「通報義務」について。

タンク車事故など異常現象の通報を必ず消防機関に行うことになつてゐるわけでございますが、これを受けた消防機関は非常に軽微なものも、軽微ということはささいなものも、ということにもなります。防災本部や警察署、海上警備救助隊機関へ通報しなければならないことになつてゐるわけでございます。そこで非常にこの事務が繁雑になることが予想されるわけでございますが、消防機関からの通報は防災本部だけにしてはどうか、そして状況に応じて関係機関に通報するように、異常現象の範囲とか程度を定めたならばどうか、こういうふうに考えるわけでございますが、この点はどういうふうにお考えになつておられましょうか。これは長官からお願ひします。

○佐々木(喜)政府委員 二十三条の第二項に規定がござりますよう、この異常現象の通報がありました場合には、石油コンビナート等防災計画の定めるところにより通報する、こういう規定になつておるわけであります。したがいましてその計画を定める際に、いろいろな被害想定というものを、事故の想定を行つてありますので、こういふ事故の場合はどういう機関に通報するかといふことがこの防災計画の中で具体的に実際的に定められる、こういうことになるわけでありますので、すべての異常現象につきましてあらゆる関係機関に通報するというようなことは必ずしもならないわけであります。そういう意味におきましては、この防災計画の定めるところによつて通報していく、こういうことになるわけであります。

○小濱委員 指示、命令、号令とか速達だとかいうことは、そのまま伝わるということは恐らくないはずであります。そういう点でどういう形で通報されていくのか。軽微なものとかささいなものだとか、いろいろが間違え伝えられて大きな出動に転じていく場合もありますし、そういう点では何か異常現象の範囲といふものをもう少し現場に即した的確な判断をして指示、命令、号令を与えていく、こういう形で、何か義務的に通報すれば

いいのだ、そしてまたその順序でずっと伝わって通報されていくんだ、それで最後の発動ということになるわけですが、それが最初のことと最後が誤り伝えられないでぱっと伝わっていけばいいのですが、そういう点で非常に私どもは危惧を感じるわけでございます。長官御存じでしょうかけれども、十人の方並べまして、間隔を置いて一人一人伝令を出します。次に行つた伝令と次々、十人目にはどんな伝令になつてますか、ひとつやつてみましょうか。大変な伝令になるわけです。そういう立場から、何かもう少し固めなければならぬいなというのがこの二十三条の異常現象の通報の義務というところにあるんじゃないかというふうに考えますので、その点は私どもはいろいろな立場から体験もしたり、そしてその後耳にしたことを探しておるわけですから、これは努力をしていただきたいと思います。

けさのNHKのテレビをごらんになりましたか。見た人。もちろん消防に関することですよ。だれも見ていない。横浜市のコンピューターを使つた自動指令通信装置が四十九年末に完成いたしました。今日まで訓練を続けてまいりましたが、いよいよ来る十一月一日、あし

一、これを使った自動指令通信装置の一番大きなメリットは何だとお思いになりますか。

○佐々木(喜)政府委員 結局、応援出動態勢といふものが一定の計画に従つてコンピューターによつて自動的に指令ができる、あるいはまた救助出動といふものにつきましてもその出動時間といふものを短縮できる、こういう効果があるだろ

うと思っております。

○小濱委員 いままでは人間の経験であるとか勘定といふものでこの指令を出していくわけです。先ほどの異常現象の通報の義務といふ問題とこれは関連しつたわけですが、いよいよ来る十一月一日、あし

たから正式に運用を開始することになつたといふことが放映されておつたわけです。たしか二億四千万円ぐらいかかるはずです。施設はつくられません。現在の施設の中にそういう設備を施してある。簡単に言えば、消防局の中にコンピューターの指令室があつて、各消防署、横浜の場合は各区に一ヵ所、十四カ所とあと各出張所がござりますけれども、そこへつながつてゐるわけです。

この場合の内容が非常にいいのですね。いまのようないふうに考えておりますが、お答え願いたいと思います。

○佐々木(喜)政府委員 このコンピューターによる自動指令装置につきまして、これについての補助対象にするという問題については、特に横浜か

のでありますけれども、新聞でこの記事は見ました。これは確かに横浜市でコンピューターによる

ものではありません。そういう意味で、私ど

ら御談はございません。

そういう意味で、私はまだ、これを補助対象にするのかどうか、こういう点については検討いたしておりま

せん。

したので、それができるだけ早い時期に実用にならうかという点を期待しておつたものでございま

す。

○小濱委員 他の自治体にはどうでしょうか。

○佐々木(喜)政府委員 まだ私ども聞いておりませんが、恐らく東京都あたりは、現在新庁舎を建

設いたしておりますので、それらの完成の時期と合わせてこうした方法といふことも検討しているのではないかだらうかというような感じがいたしております。

○小濱委員 この自動指令通信装置の一一番大きなメリットは何だとお思いになりますか。

○佐々木(喜)政府委員 結局、応援出動態勢といふものが一定の計画に従つてコンピューターによつて自動的に指令ができる、あるいはまた救助出動といふものにつきましてもその出動時間といふものを短縮できる、こういう効果があるだろ

うと思っております。

○小濱委員 いまお聞きのとおりでありますので、事情はよくわかりますが、こういふ方向で努力をしている地域もあるわけですか

ら、どうかひとつ大いに関心をお持ちになつて、各市町村の要望等も聞きながら対処していきたいというふうに考えております。

○小濱委員 自治体の方で先にいろいろと苦心、苦労しながらそういう装置をつくるいくわけですね。川崎の場合でも、ああいう特殊な地域ですか

ら、化学消防車、大変高価な、六千万あるいは六千五百万円もかかるようなそういう車も必要に迫られてやむなくつくっている。しかも補助金は、十分の一ぐらいしか実質いただけない。こういうことでいいものができますが、やはり国の誠意あるそういう助成措置があらわれてこないために大変おくれてているというような、そういう向きもあるように感じているわけでして、相談がなかつたからというのじゃなくして、大いにこちらから呼びかけて、その促進、進捗を図つていくような、そういう指導方向といふものが必要であるとわれわれは考へてゐるわけですが、今後この問題等の指導についてはどういうふうに向づけをお持ちになっておられましようか、長官からお答えいただきたいと思います。

○左藤政府委員 これは全く初めての試みでもございますので、われわれといつしましてもその効果なり何なりを十分検討させていただいて、そうした機械化とかあるいは省力というような方面あるいはまた適確、迅速な出動態勢を確保するといふ意味から見ても十分検討に値するものであろうと思いますので、いまの御趣旨の点をわれわれも踏まえまして、この問題について心をしていくといたしますが、関心を持っていきたい、このようにお答えいただきたいと思います。

○佐々木(喜)政府委員 各消防機関がその地域の実情に応じて新しい消防施設を開発していくといふことは、大変に必要なことであり、また現実に各市町村が行つておるというのが現状でございまります場合には、そうした新しい施設が各消防機関に共通の、いわば普遍的な施設であるといふふうに考へております。

ただ、こういうふうに考えておりますが、お答え願

いたいと思います。

○佐々木(喜)政府委員 特にこうした問題で、消防と海上保安官署との間において競合が出てまいりますのは、海と陸との接点のところでの問題であります。

あらうと思います。この問題につきましては、現

在、水面上における消防活動の業務につきまし

二四

て、すでに消防庁と海上保安庁との間におきまして業務協定が結ばれておりまして、その考え方を明らかにしておるところでございます。大体、こうした業務協定の基本的な考え方方に応じまして、自衛防災組織等に対する指揮権の問題というものは発動されるであろうというふうに考えております。

○山本昭四郎　海上保安庁の見解を申し上げますと、たゞいま消防部長官から御説明がありましたとおりでございまして、日ごろからといいますか、四十三年三月に消防庁と海上保安庁は消防活動についての調整をいたしておりますけれども、この趣旨にのつとりましてあらかじめ定められた防災計画あるいは消防、防災本部等の協議等を通じて、内閣の方策活動を行つてまいりたい、その

○小濱委員　海上保安庁、先ほども山本警備救難隊長の御答弁がございましたけれども、コンビナート災害については、私どもはもう陸と海は一体となつてござります。

というものは作成をしていかなければならぬ。陸上だけのものであってはならないし、海上だけのものであってもならないということで、海上保安庁の見解をただしてまいったわけですが、さき

制化を進めているという話でした。ところが、今回も出てこなかつたわけです。そして、次期通常国会にはというふうに、先ほども山本部長はお答えになつておられました。今度コンビナート法案がまた出てきたのですが、ここまで相当の期間があつたはずですから、それだけの誠意があつたならば、これは今国会にもやはり出すべきでなかつたのかというふうにわれわれは考えておるわけです。この国会に出してこないのでは、通常国会にこれとは何らかのできない理由を述べて出してこないのじゃないかという心配がわれわれは出でてくるわけです。その進捗状況はどうなんですか。山本部長さん、もう少し具体的にお答えください。

防災の法規を次の国会に提出するという目標で、先ほども御答弁いたしましたとおり、現在鏡意検討を進めておるところでございます。海上交通安全法、港則法あるいは海洋汚染防止法、こういった三つの法律の活用によりまして、現在海上の防災についてわれわれ対処いたしておるところでございますが、海上防災法は、コンビナート防災法の前国会の附帯法議にもありましたとおり、陸の裏版といいますか、海版といいますか、そういうものになろうかと思います。コンビナート防災法で、ほかの法規との関係でいろいろ御苦心をされておりますけれども、海上防災法につきましても、いろいろな入り組んだ、それぞれの法律との調整その他検討いたすことが多々ございます。したがいまして、現在、遅いというおしかりを受けておりますけれども、次の国会には必ず出そうといたしますけれども、次回の検討を進めておる段階でござります。御了承をいただきたいと思います。

○小濱委員 本法案の第二十八条「防災本部の組織」の第二項に「本部長は、当該防災本部を設置する都道府県の知事をもつて充てる。」こうなっておりますわけです。知事さんが指揮をとるわけです。それから災害対策基本法の中でも、知事さんが出てきて指揮をとるわけです。

山本部長さん、たとえば川崎のあの海岸に面した油タンクが事故を起こして、油が海面に流出して、不幸にも海面火災になつたら、川崎のあの二千隻からの船はどうやって救いますか。先ほど世界一というお話をございましたけれども、どうやつてこの船の救助を図りますか。これはもうできなはずですよ。たとえば横浜港の場合でも、湾内にある船だけでも三千五百もある。先ほどいろいろ説明がありましたが、海面火災になつたら機動艇は走れますか、お答えください。

○山本説明員 海上保安庁におきましては水島の事故以来、コンビナートから油が流出し、災害を海面に及ぼした場合にどうして対処するかということについて、いろいろ腐心をしておるわけでございます。東京湾におきましては、重立つたコン

法で、ほかの法規との関係でいろいろ御苦心をされておりますけれども、海上防災法につきましても、いろいろな入り組んだ、それぞれの法律との調整その他検討いたすことが多々ございます。したがいまして、現在、遅いというおしかりを受けておりますけれども、次の国会には必ず出そうとということでお銳意検討を進めておる段階でございます。御了承をいただきたいと思います。

○小濱委員 本法案の第二十八条「防災本部の組織」の第三項に「本部長は、当該防災本部を設置する都道府県の知事をもつて充てる。」こうなつておるわけです。知事さんが指揮をとるわけです。それから災害対策基本法の中でも、知事さんが出てきて指揮をとるわけです。

「これまで少し、ここまでは一筋つづら毎回三四回

ビナートそれからシーバース、まず五ヵ所ぐらいから約一万キロリットルの油が具体的にここから流れたということで想定をいたしまして、それに対応する方策をいたしまして、どこのオイルフェンスをだれがどうやつてどこに張るとか、何分後にそれができるとか、第一船はここ、第二船はここ、あるいは第三船、第四船はここと、こういうぐあいに細かくマニュアルを作成いたしました。そういう事故が陸上から発生いたしました場合には、その通報というのは即刻参ると私ども期待しております。で、その事故に対応いたしまして、たとえば三十分以内にはこれとこれとこれが動員できる、そういう細かい検討をいたして、現にその訓練も実施をいたしております。

海面火災になつたらどうするかという御質問でござりますけれども、先ほど私は海上保安庁の消防船あるいは民間の消防船ということを申し上げましたし、そのほかに消防庁所管のいわゆる地方自治体の消防船あるいは消防艇、これも相当多数東京湾にはあります。あるいは巡視船艇ももちろん消防設備は持っております。タグにも消防設備は相当強力なのが設備されております。こういったものを有効に動員する、こうして災害を局限する、そういうことにいま最大限の努力を払うということではなかろうかと思っております。

そういうことで、具体的にそういったマニュアルも、最も可能性といいますか、恐ろしいようななところ数カ所については、ワーストケースを仮定して対策を練つており、何とか災害を局限化したい、そのように考え、努力しておるところであります。

○小濱委員 山本部長さん、横浜の消防艇が何十トンが何隻、川崎が一隻、東京が――あいう船は海面火災になつたら駆けないのでですよ。ストップしてしまうのですよ、機械はとまるのですよ。あなたはその感覚で海面火災というものを想定して救済策を講じていかなければならぬのですよ。走れますか、四十トンや五十トンの船が。そういうところでそうなつたら、東京湾で活動でき

船は一つしかないのですよ、あなたのところあるのでつかいのしか。そういうことで、あなたは一切タンクの想定をやっているけれども、一万吨の本ぐらいあるのですから。京浜地区だけですよ、十葉は入れませんよ。そういうことで想定が一万吨では小さい。一万トンではもう海なんかに落とさないで防油堤でとまってしまうのです。そうじゃないのですよ。五万トン、十万トンのタンクでばつとついたらば海面火災はどういうふうにならぬのか、それが今度は違うタンクにこう波及していくたらどういうふうになつていくのかといふ最大の想定ぐらいして、対策を講じていかなくちやならないと私は考えるわけです。ところが先ほど世界一のそういう船があるという話をしていたから、それでどれだけの対策ができるのか。そういうことで、私はあなたをいじめるつもりはないけれども、もう少し海上というものについて、海面火災で酸素が補給を断たれれば、それはかなければ救済なんかできないのですね。そういう点で設備が非常に幼稚ではないのか、もう少し変わっていくのか、船の機械はどういうふうにつけたいわけです。いまのようなことで満足しておつたんじゃ全然だめなんです。しかもこの東京湾一帯がどういう形になつて海面火災になつていくのか、恐ろしいような気持ちもわれわれはするわけですね。

そういう点で、この指揮権の競合ということについても、知事さんが指揮をとるのですね。これは人命にはかえられないから、そこで設備に力を入れていくべきであるということをぼくは申し上げたいわけです。いまのようなことで満足しておつたんじゃ全然だめなんです。しかもこの東京湾一帯がどういう形になつて海面火災になつていくのか、恐ろしいような気持ちもわれわれはするわけですね。

とるのですね。そうすると知事さんは海上のこと

を果たして御存じかどうか。

山本部長、陸上で百の物を持ち上げられたとい

たしますけれども、海上ではそれが何分の一に力

が發揮されていくのか。もう足元も定まらないわ

けですからね。そういう点で船の作業なんかでき

ないわけです。状況の判断がなかなかむずかしい、

そういう発言が出てきて、競合しないかどうか

私どもは心配しているわけです。指揮場が一つあ

つて、そこからすべてがだあっと流れていくな

りいいですよ、応急指揮場。そういうやないでしょ。

指揮場は定めたにしたって、そこへ電話か伝令か

何かが飛ぶのでしようけれども、そんなことで急

に応じられるかどうか。こういう点で、必ずこの

競合ということで現地ではもう複雑多岐なそういう

現象が起きてくるなということを私どもは心配

するわけです。

指揮権の競合について消防庁長官いかがでしょ

う。ないと言われるか、お答え願いたいと思いま

す。

○佐々木(喜)政府委員 コンビナート地域における

災害の場合に指揮権が競合してくるのではないか

かというような問題は、確かにいまお説のよう

に、災害が陸上から海に及ぶというような場合に

この問題が出てくるんだろうというふうなことは想

定されるわけであります。ただこの法案で考えて

おりますのは、陸上の災害を海に及ぼさないとい

うことを前提にしていろいろな防災対策をとらせ

るということにいたしております。そ

りまして、やはり海の上につきましてはどうして

も海上保安庁の方にお願いをしなければならない

い。そしてまた、この防災本部長である知事であ

りましても、港湾区域外まで出ました場合には、

実際の指揮といふものはできないわけでありまし

○小濱委員 せっかく二千四百万円という調査費

て、そういう意味におきまして、陸と海との災害

というものは、それぞれの水際線のところでとめ

た防災対策に着手するその時期とか見通し、非常

に私どもは関心が深いわけでございますが、建設

するということを、十分これはそれだけの施設、対

策をもつて対処していかなければならないという

ふうに考えるわけであります。やはり水島のよう

な場合におきましては、確かに海上の面と陸上の

面とにおきまして指示の重複というものがあり得

るわけですが、その辺は、やはり防災本部

長である知事の調整権限というもので、本部の方

で調整をしてもららうということになるだろうと思

います。

○小濱委員 戰前のよな階級意識が非常に強か

った時代ならば、指揮、命令、号令も徹底できた

はずですが、いまはそうじやないのですね。知事

さんの顔を知らないような人も多いのじゃない

か、その人が指揮をとる、そこに今度は、できな

い人がそういうむずかしい問題の判断がどうして

必要になつてくる場合が起きてくるというと、

専門の人と意見の相違がでてきて、そしてそこ

に競合が出てきやしないかという不安を私は非常に抱いているわけでありますが、なければ結構であります。どうかそういう点で、これからもこの点については十分配慮をしていただきながら、これからこの法案の進め方を研究をしていく

いただきたい、こういうふうに思うわけでござい

ます。

○左藤政府委員 確かに、このコンビナート法におきましても緑地の設置という問題は出でるわけがありますが、そうした意味での一つ一つの遮断帯を建設省の方で計画されて、いまそういうた

設計といいますか、そういう調査費というものが予算としてついたといふことについては、われわれとしてもコンビナート地域における人命の安全

とかいろいろな点で非常に大きな役割りを果たすものだと考えますので、側面からこの問題について消防庁としても当然関心を持つて御協力申し上げるといいますか、その促進に努力するといふことは必要だ、このように考えます。

○小濱委員 最後に、これは関連する問題でござ

れまして、京浜工業地帯の防災遮断帯について、昨年の十二月、京浜防災遮断帯調査会からモルテンにより計画内容が明らかにされておりま

す。

次に、入沢横浜国大教授が建設省から委託をされまして、京浜工業地帯の防災遮断帯について、昨年も建設省から総額二千四百万円が交付されております。調査の実施についてはどのような状況な

のか、今後の見通しはどうなのか、御存じでしょ

うか、ひとつお答えをいただきたいと思います。

○佐々木(喜)政府委員 これは建設省の方で行つておりますので、その具体的な内容等につきまし

ては、私ども十分承知いたしておりません。

○小濱委員 最近は人のいない火災がスプリンクラーによって鎮火をしたという例もあつたようですが、消防法で、四十九年度スプリンクラーが義務つけをされました。これはさきの建築基準法の一部改正でダクトの義務化というものが進められておりますが、今回はまた古い建物について

建築基準法の一部改正案が提出をされておるわけ

でございます。このダクトというのは御存じであ

りますが、空気の送風及び換気用の管路、これがダクトというのは排煙口、これはいろいろな形があ

るようですね。そういうふうになろうかと思いま

してあります。これも御存じありませんか。このダクトとスプリンクラーの操作の問題が取り上げられております。これも御存じありませんか。このダクトとスプリンクラー操作について最近テレビで取り上げられて、そして何かほかの委員会でも論議になつたという話も聞いているわけです。このスプリン

クラーとダクトとの因果関係というか、はつきり言えば建設省と消防庁との建築基準法の食い違い

たというふうにもとれるかと思いますが、これは消

防庁長官、いいですか。

○森岡政府委員 いまのお話は恐らく建築基準法で、煙が上階に上がつて、その結果、火災が

発生いたしました場合に煙に巻かれて死亡者が出

る、そういう事態を防ぐために、建築基準法を改

正いたしまして、煙を遮断をするためのいろんな

防火シャッターでありますとか、そういうものを

廻りして義務づけようという改正案が出されて、

いま建設委員会で御審議があるわけでござります

が、それと、昨年改正いたしました消防法に基づ

くスプリンクラー設備の設置義務、この間の機能

的な調整が十分とれているかどうかというお話で

はないかと思うのでございまます。その点につきま

しては、私ども消防法の改正と建築基準法の改正

を昨年いたしまして、消防法の改正は御可決いた

りましたが、それと、昨年改正いたしました消防法

の改正と建築基準法の改正は継続審議ということになつたわけでございますが、私どもいたしまし

ては、立案当初、建設省と十分打ち合わせをして

て、火災の消防火の問題と煙の問題の双方から、

やはり人命尊重という観点から、消防法及び建築

基準法の改正をする必要があろう、こういうこと

で進めたものでござりますので、まあ機能的な調

整は十分検討を尽くして改正案を作成したとい

う経過になつておるわけでござります。

○小濱委員 最近は人のいない火災がスプリンクラーによつて鎮火をしたという例もあつたよう

です。まあ、スプリンクラーの使命といふものは火

災を鎮火せることにあるわけですね。それで、

ダクトというのは排煙口、これはいろいろな形が

あるようですね。そういうふうになろうかと思いま

してあります。これをダクトと言ふんだといふふうに辞典に書い

ますが、死者の内容を調べてみましても薫煙で死ぬ率が非常に多いわけです。そういう点でこの排煙設備の強化というものが必要になつてしまりますして、いまダクトというものが大いに論議を呼んでいるような形になりますが、上にもついているし、横腹にもついている、あるいは地下にもついているというダクトがあるようです。スプリンクラーが下についていることはないので、上についているものですから、排煙口からがあつと煙が出てしまいますと——スプリンクラーの発動温度が七十一度ぐらいですか、ですから、その七十一度の温度に達するまでに排煙口から煙が全部逃げてしまふというような形で、操作が非常におくれるとか鈍いとか、いろいろスプリンクラーについての御意見が出てきているということが一方であるわけです。それは、いまのようなダクトの施設ができるどんどん煙を出してしまふから、温度が上がらないためにそういう形が生まれてくるのだということで、そういう点で各法律の食い違いといふことで、スプリンクラーとダクトの因果関係についてという問題がテレビでも出でてる。建設委員会でも論議になつておるようですね。そういう点で、消防庁としてもこれは大いに関心を持つてもらわなくちゃなりませんし、この排煙口、薫煙対策というものは当然やらなくちゃなりませんが、その対策を一方で進めてはスプリンクラーのいろいろな弱点も指摘され、何か批判をされている。こういう面があつてこのダクトとスプリンクラーの因果関係といふものが浮かび上がつてきているという実態があるわけです。

次長からいまお話をございましたけれども、スプリンクラーのないところ、たとえば便所とか洗面所、物置、天井裏、こういうところについてはやはり何か対策を講じなければならないと考えるわけです。天井裏がだつと燃えて、そして発見したときはもう処置がないということで焼け落ちるというような形が出てくるわけですね。そういう点で、スプリンクラーの取りつけについてもや

はり研究が必要だなというふうにも感じますが、これはコンビナート対策とは関係がございませんが、長官としても大いに関心を持つてもらわなくてはならないということで、以上申し上げたわけですが、このダクト問題についての論議はこれからも広まっていくであろうと考えますので、御検討、御研究をお願いしたいと思いますが、いかがでございましょう。

○佐々木(臺)政府委員 現在スプリンクラーの設備は、たとえばデパート等で設置しておりますものは大体七十二度ぐらいで作動するような装置になつております。また、工場等で使っておりますものはそれ以上の温度になつた場合に作動するとスプリンクラーが七十二度までに達するというところで、使用する場所によって温度差があることが、片方で排煙が非常によく進むということになります場合には、作動がおくれるというふうな問題がござります。また、炎が出てまいりますと比較的早く作動するということになるだろうと思いますが、この辺は現在決めております七十二度の温度が適當かどうか、こういう点でやはり検討の必要があるだうと思います。

それから天井裏等の場合の火災でありますけれども、天井裏は通常の建築物の場合には燃えぐさ

○小濱委員 高層ビルが非常に林立をしている今

日ですから、スプリンクラーの役目も非常に高くなつてゐるわけです。そういう点でわれわれは非

常に期待を持っているわけですが、いろいろと論

議が生まれておりますので御質問を申し上げたわ

けです。どうか御努力をお願いをいたしまして、

私の質問を終わりたいと思います。

○大西委員長 次回は、来たる十一月四日火曜

日、午前九時三十分から理事会、午前九時四十分

から委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時三十九分散会

スプリンクラーというものをすべてのところに設置した方がいいのか、あるいはまたその作動温度というものが現在のままいいのか、この辺は確かにまだ検討の必要があるだうと思いますが、スプリンクラーだけに頼るということもまた問題があるかと思いますので、その点につきましては、火災報知機あるいは漏電警報器というようなものも、その効用を考えて同時に設置をしていく必要があるというふうに思つております。

建築基準法との関連につきましては、私どもさらに検討を進めていきたいというふうに思つております。

○小濱委員 高層ビルが非常に林立をしている今日ですから、スプリンクラーの役目も非常に高くなつてゐるわけです。そういう点でわれわれは非常に期待を持っているわけですが、いろいろと論議が生まれておりますので御質問を申し上げたわけです。どうか御努力をお願いをいたしまして、私の質問を終わりたいと思います。

○大西委員長 次回は、来たる十一月四日火曜日、午前九時三十分から理事会、午前九時四十分から委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

昭和五十年十一月十日印刷

昭和五十年十一月十一日發行

衆議院事務局

印刷者
大蔵省印刷局

D